

# 第3次宮古島市地域福祉推進計画

びと すま  
人とう添い 結いぬ島みゃ〜く  
〜明るいあいさつから始まるご近所づきあい〜



令和3年3月  
沖縄県 宮古島市  
宮古島市社会福祉協議会





～ はじめに ～



「こころつなぐ 結の島 宮古(みや〜く) ～みんなでつくる 元気で誇れる島づくり～」を将来像とする宮古島市が誕生して15年が経過しました。

この間、超高齢社会（65歳以上の高齢者が人口の21%を超えた社会）への突入、生活スタイルの変化や単身世帯の増加など家族構成も大きく変化する中で介護者の高齢化、8050問題、社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困問題など、様々な分野の課題が絡み合っ「複合化」し、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

本市においても、複合的な課題への対応は今後も増えていくことが想定されることから、相談窓口の案内やサービスなどの情報提供の充実、福祉に係わる人材の育成・確保が必要となっています。

こうした中、地域の皆様が役割を持ち、支え合いながら、生きがいを持って暮らすことができる地域づくりを推進し、公的な福祉サービスを基本としつつ、地域において助け合う「地域共生社会」を実現することを目指し、「他人事」になりがちな地域課題を地域の皆様が「我が事」として取り組む仕組みづくりや、地域での課題解決に向けた「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

本市では、「<sup>びと</sup>人とう<sup>すう</sup>添い <sup>ゆ</sup>結いぬ<sup>すま</sup>島みや〜く」の理念のもと、「地域の福祉力向上の支援」、「地域における支援の仕組みづくり」を基本目標に第1次計画、第2次計画を策定し、社会福祉協議会との連携のもと、人と人とのつながりで支える地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、令和3年度から5年間で計画年度とする第3次地域福祉推進計画を策定いたしました。

これまでの取り組みを活かしながら、さらに行政と社会福祉協議会が個々に策定していた双方の計画について、一体的に策定することで相互に連動し、総合的に推進することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をより一層図ってまいります。

結びに宮古島市地域福祉計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました関係機関、関係団体の皆様、アンケートにご協力いただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

宮古島市長 座喜味 一幸



～ はじめに ～



「第3次宮古島市地域福祉推進計画」の策定にあたりご挨拶申し上げます。

近年、少子高齢化による介護の課題や独居高齢者の増加、都市化による近隣住民同士の交流の希薄化や子供の貧困等、私たちが暮らす地域の課題は多様化・複雑化しており、これまでの制度に基づくサービスでは対応の難しい課題や制度の狭間と言われる生活課題も顕在化してきました。

これまで宮古島市社協では、市が策定した「第2次宮古島市地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえ、行政と民間・住民の活動を補完し合いながら、地域住民や関係機関等と連携した支え合い・助け合いの基盤づくりを推進するための具体的な行動計画として「第2次宮古島市地域福祉活動計画」を策定して福祉事業に取り組んでまいりました。

この度の「第3次宮古島市地域福祉推進計画」の策定は、これまでそれぞれで取り組んでおりました「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」を一本化し、市の福祉ビジョンと社会福祉協議会の役割の明確化を図り、宮古島市における地域福祉の推進にあたって直面する課題と、それらを解決するために必要な地域の仕組みや目標を総合的に定めております。

本計画では「<sup>びと</sup>人とう<sup>すう</sup>添い<sup>ゆ</sup>結いぬ<sup>すま</sup>島みゃ〜く」を基本理念として「みんなが寄り添って集う地域社会」を目指しており、この目標を実現することは宮古島市のみならず、現在、国が進めている、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、暮らしと生きがいをともに創り、高めあうことを目指す「地域共生社会」の実現へ向けた取り組みへと通じるものです。

計画の推進にあたっては宮古島市に暮らすすべての皆様が、地域の課題を「我が事」としてとらえ、地域福祉の担い手としてともに取り組んでいただくことで、宮古島市が目指す福祉のまちづくりを実現することができるものと信じております。

今後は、本計画を基に行政と宮古島市社協がさらなる連携を図りながら、市民が主役の地域福祉活動が展開されるものと大きな期待をいたしております。

おわりに、本計画の策定にご尽力いただきました宮古島市地域福祉計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

宮古島市社会福祉協議会  
会長 饒平名 建次



# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....             | 1  |
| 1. 地域福祉とは.....                  | 1  |
| 2. 計画策定の背景・目的 .....             | 1  |
| 3. 計画の位置づけ及び計画期間 .....          | 2  |
| (1) 計画の位置づけ.....                | 2  |
| (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定..... | 3  |
| (3) 計画の期間.....                  | 4  |
| 4. 計画の策定体制.....                 | 5  |
| 5. 計画の見直しのポイント .....            | 6  |
| <br>                            |    |
| 第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境.....         | 7  |
| 1. 基礎データの状況 .....               | 7  |
| 2. 市民アンケート.....                 | 16 |
| 3. 団体等ヒアリングの概要 .....            | 35 |
| 4. 前計画の進捗・評価.....               | 37 |
| (1) 取り組みの進捗状況 .....             | 37 |
| (2) 計画の成果目標の状況.....             | 38 |
| 5. 第3次計画策定に向けた課題.....           | 39 |
| <br>                            |    |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....             | 41 |
| 1. 計画の圏域 .....                  | 41 |
| 2. 計画の推進にあたって.....              | 43 |
| (1) 地域福祉を推進するための視点.....         | 43 |
| (2) 各主体の役割 .....                | 43 |
| 3. 基本理念及び基本目標.....              | 45 |
| (1) 基本理念.....                   | 45 |
| (2) 基本目標.....                   | 46 |
| 4. 施策の体系 .....                  | 47 |
| 5. 目標指標の設定.....                 | 48 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第4章 地域福祉の取り組み（各論） .....             | 49 |
| 基本目標1：一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり .....    | 49 |
| 1. 福祉意識の啓発と機会の充実 .....              | 49 |
| (1) 地域福祉に関する意識の醸成 .....             | 49 |
| (2) 地域活動への参加のきっかけづくり .....          | 51 |
| 2. 担い手となる人材の育成・確保 .....             | 52 |
| (1) 地域福祉の担い手となる人材の掘り起こし・育成・確保 ..... | 52 |
| (2) コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保 .....     | 53 |
| <br>                                |    |
| 基本目標2：地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり .....     | 54 |
| 1. 地域で支え合う仕組みづくり .....              | 54 |
| (1) 小地域ネットワークの拡充・強化 .....           | 54 |
| (2) 民生委員・児童委員など関係機関等との連携強化 .....    | 56 |
| (3) 災害時の避難支援体制の整備 .....             | 58 |
| 2. 地域活動の活性化支援 .....                 | 60 |
| (1) 自治会活動の活性化支援 .....               | 60 |
| (2) 地域関係団体等の活動支援 .....              | 61 |
| (3) 市街地などにおけるネットワークの構築 .....        | 62 |
| 3. サービス利用支援と質の向上 .....              | 63 |
| (1) 情報提供体制の充実 .....                 | 63 |
| (2) 地域における相談支援体制の充実 .....           | 64 |
| (3) 包括的な相談体制の充実 .....               | 65 |
| <br>                                |    |
| 基本目標3：誰もが安心して暮らしていけるまちづくり .....     | 67 |
| 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり ..... | 67 |
| (1) 権利擁護の取り組みの充実 .....              | 67 |
| (2) 虐待の未然防止への対応 .....               | 69 |
| 2. 困難を抱えた市民への支援 .....               | 70 |
| (1) 孤立しない、させない環境づくり .....           | 70 |
| (2) 子どもの貧困対策 .....                  | 72 |
| (3) 心の健康づくりの推進 .....                | 73 |
| (4) 安心して暮らすための支援 .....              | 74 |
| <br>                                |    |
| 第5章 着実な計画の推進のために .....              | 79 |
| 1. 計画の周知・啓発 .....                   | 79 |
| 2. 計画の評価と進行管理の徹底 .....              | 79 |

# 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 地域福祉とは

地域のだれもがすこやかで安心した生活を営むことができるよう、地域のみんなで支え合うまちづくりの実現に協力して取り組んでいこうとの考えによるものです。

地域福祉の推進は、平成12年に社会福祉法に規定され、社会福祉法第4条に、『地域福祉の推進』として地域福祉の概念が位置付けられています。

### 社会福祉法より抜粋第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## 2. 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化や世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により人と人とのつながりが次第に希薄化し、家庭や地域で支えあう力が弱まりつつあります。また、就業環境や社会環境が大きく変化する中、生活不安の増大、引きこもりやニート、子どもの貧困、「ダブルケア」といわれる介護と育児に同時に直面している世帯、「8050問題」といわれる高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居していることで介護や収入が不十分な世帯など、多様化・複雑化した課題を抱えた地域住民や世帯への対応は、これまでの公的福祉サービスでは十分に対応できない課題として顕在化しています。

これらの問題を背景に国において、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、生きがいを持って暮らすことができる地域づくりを推進し、公的な福祉サービスを基本としながら地域において助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することを目指すことが示され、「他人事」になりがちな地域課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、地域での課題の解決に向けた「丸ごと」の包括的な相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

宮古島市においては、「<sup>ひと</sup>人とう<sup>まっ</sup>添い<sup>ゆ</sup>結いぬ<sup>すま</sup>島みや〜く」の理念のもと、「地域の福祉力向上の支援」、「地域における支援の仕組みづくり」を基本目標に第1次計画（H22.3）、第2次計画（H28.3）を策定し、人と人をつなぐりで支える地域福祉の推進に取り組んできました。

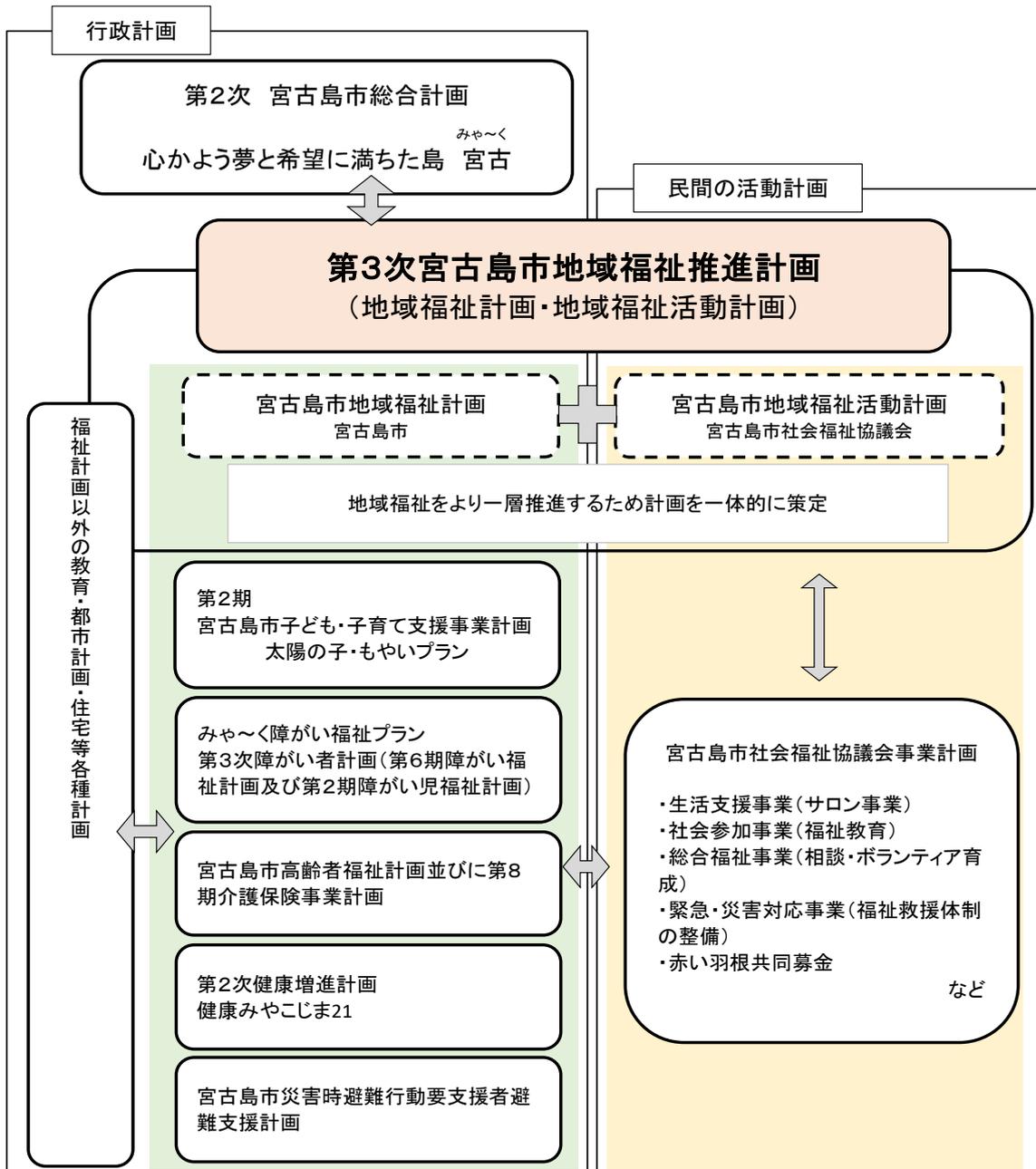
第2次計画までの取り組みを活かしつつ、さらに行政と社会福祉協議会が個々に策定していた双方の計画について一体的に策定することで相互に連動し、総合的に推進することで、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をより一層図っていくため、第3次地域福祉推進計画を策定します。

### 3. 計画の位置づけ及び計画期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、本市の最上位計画である宮古島市総合計画との整合を図るものとし、本市の福祉に関連する分野別計画の上位計画の位置づけとなります。本市の福祉に関連する分野別の計画としては、宮古島市子ども・子育て支援事業計画、宮古島市障がい者計画及び障がい福祉計画、宮古島市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画、宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画、健康みやこじま21等を策定しています。これらの関連計画が連携し、福祉の課題に対応できるよう「地域・支え合い・住民参加」という視点で横断的につなぎ、施策を推進する計画とします。

なお、今回の第3次計画においては、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定するものです。



## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、市民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題等を解決していくための仕組みをつくり、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての市民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくための計画です。

地域福祉を進める上での本市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

### ①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を市民自らが見つけ、把握し市民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

### ②地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、「すべての住民」や「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」、「企業」などが相互に協力して、地域福祉の推進を目的とするための実践的な活動計画です。

### (3) 計画の期間

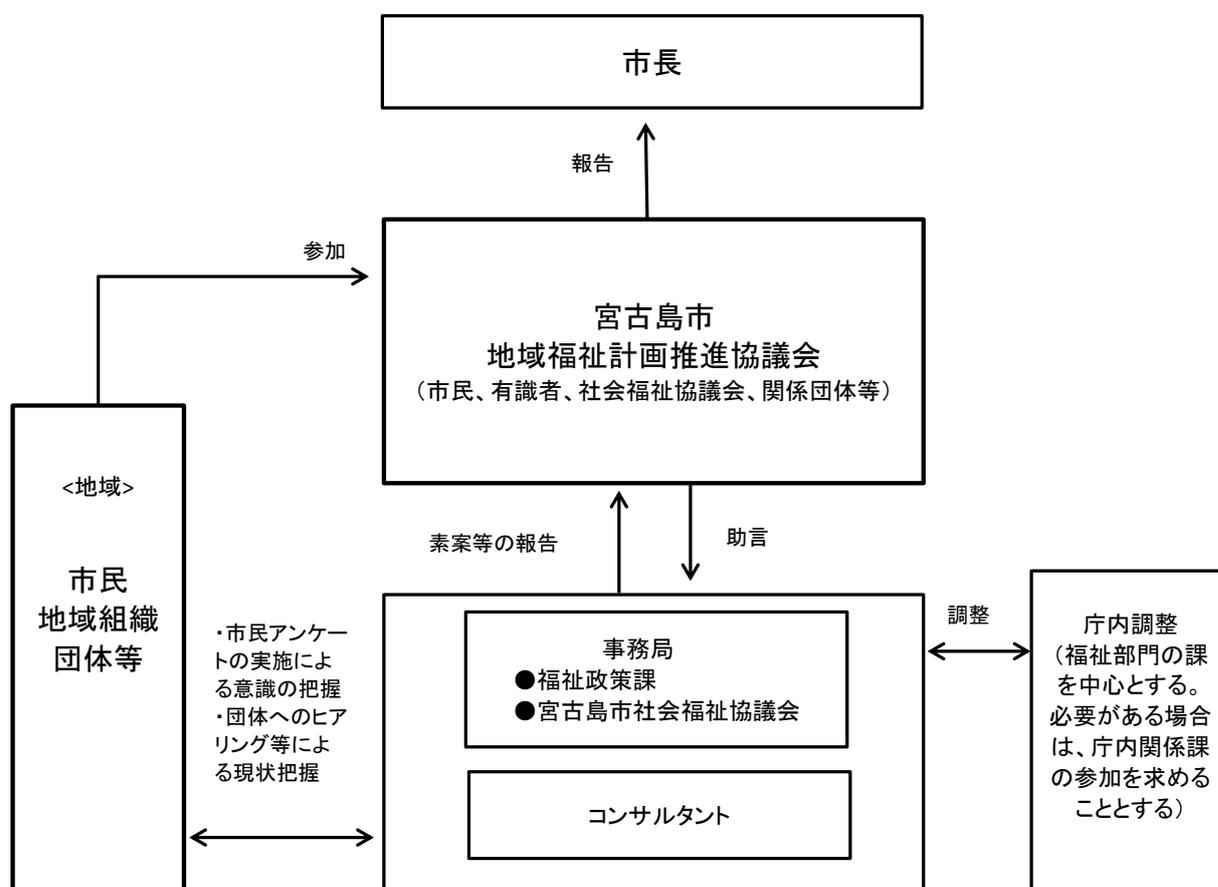
本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、令和7年度には計画の見直しを行います。

|                        | 平成30年度<br>(2018年) | 令和元年度<br>(2019年) | 令和2年度<br>(2020年) | 令和3年度<br>(2021年) | 令和4年度<br>(2022年) | 令和5年度<br>(2023年) | 令和6年度<br>(2024年) | 令和7年度<br>(2025年) | 令和8年度<br>(2026年) | 令和9年度<br>(2027年) |
|------------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 宮古島市総合計画               |                   |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 基本構想                   | →                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 基本計画(5年間)              | 前期 →              |                  |                  |                  | 後期 →             |                  |                  |                  |                  |                  |
| 宮古島市地域福祉計画             |                   | 第2次 →            |                  |                  | 第3次 →            |                  |                  |                  |                  |                  |
| 宮古島市子ども・子育て支援事業計画      | 第1期 →             |                  | 第2期 →            |                  |                  |                  |                  | 第3期 →            |                  |                  |
| みや〜く障がい福祉プラン           |                   |                  | 第2次 →            |                  | 第3次 →            |                  |                  |                  |                  |                  |
| 障がい者計画                 |                   |                  | 第2次 →            |                  | 第3次 →            |                  |                  |                  |                  |                  |
| 障がい福祉計画                |                   | 第5期 →            |                  | 第6期 →            |                  |                  | 第7期 →            |                  |                  |                  |
| 宮古島市高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画 |                   | 第7期 →            |                  | 第8期 →            |                  |                  | 第9期 →            |                  |                  |                  |
| 第2次健康増進計画<br>健康みやこじま21 |                   | 第2次 →            |                  |                  |                  | 第3次 →            |                  |                  |                  |                  |

## 4. 計画の策定体制

第3次宮古島市地域福祉推進計画の策定は、市民や地域の関連団体、関係機関等のメンバーで構成する「宮古島市地域福祉計画推進協議会」において主な議論を行うとともに、庁内の調整を行い検討しました。

また、市民の地域福祉に関する意向を把握し、計画に反映させるため、市民アンケートの実施をはじめ、自治会（小地域ネットワーク）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などからも意見聴取に努めました。



## 5. 計画の見直しのポイント

### ◆社会福祉法の改正

#### 改正社会福祉法の概要

本計画の策定に係わる改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

#### ①地域福祉の推進（第 4 条 2 項）

福祉サービス等の支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な生活課題等について、地域住民や支援関係機関等との連携によりの確に把握し、その解決を図る事に留意する趣旨を規定

#### ②包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）

地域住民及び支援関係機関等が連携、協力し地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に努める趣旨を規定

○地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促進するために必要な（交流拠点整備、研修等）  
環境の整備

○地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、多様な関係機関等との連携に基づき支援協力を求めることができる環境づくり

○生活困窮者自立相談支援事業者その他の支援関係機関が相互に連携し、複雑・多様化する生活課題の解決に向け包括的に支援するための体制整備

#### ③地域福祉計画の充実（第 107 条第 1 項）

市町村において、以下の事項を一体的に定める計画として地域福祉計画を策定するよう努める趣旨

波線部分については、改正に伴い追加された項目となります。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

## 第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境



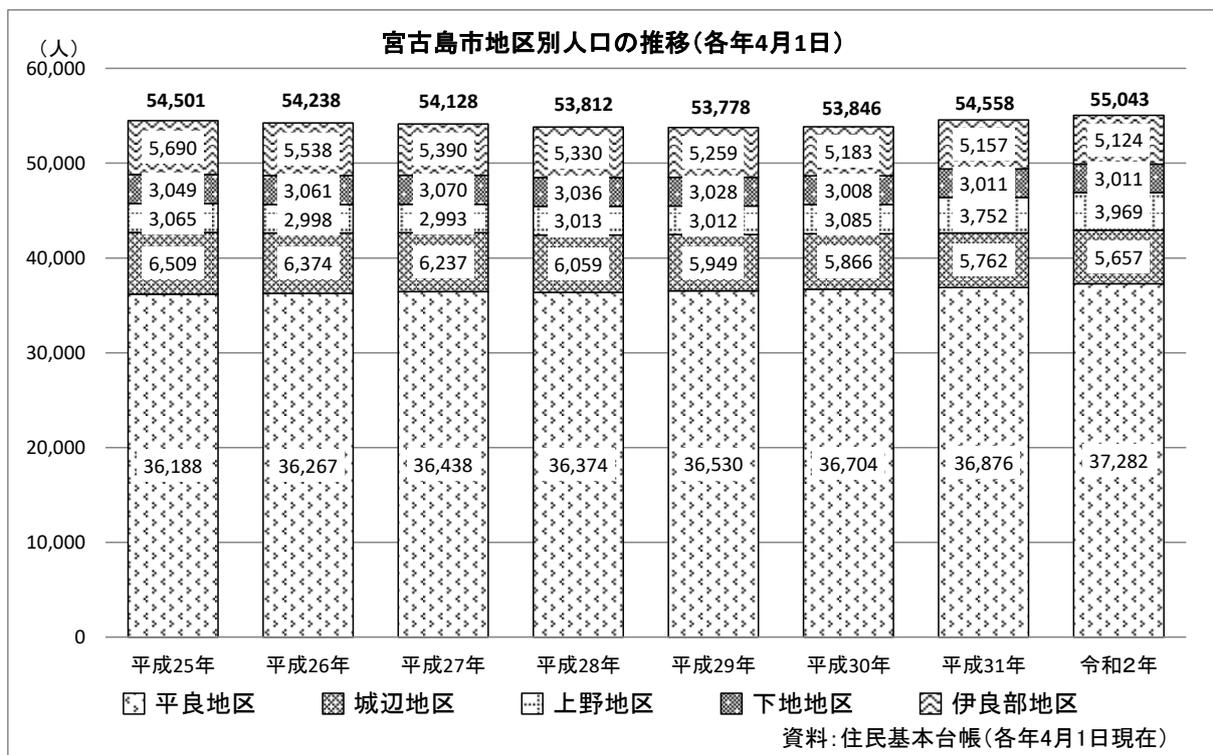
## 第2章 本市の地域福祉を取り巻く環境

### 1. 基礎データの状況

#### <人口・世帯数等の推移>

##### ① 人口の推移

本市の総人口の推移については、平成 25～29 年にかけて減少傾向にありましたが、平成 30 年に増加に転じ、令和2年度は 55,043 人となっています。地区別にみると、「平良」が 37,282 人で最も多く、次いで「城辺」の 5,657 人、「伊良部」の 5,124 人、「上野」の 3,969 人、「下地」の 3,011 人となっています。



## ②世帯数の推移

世帯数の推移については、平成25年以降増加傾向にあり、令和元年は27,858世帯となっています。

一方、1世帯当たり人員は減少傾向で推移し、2.0人となっています。

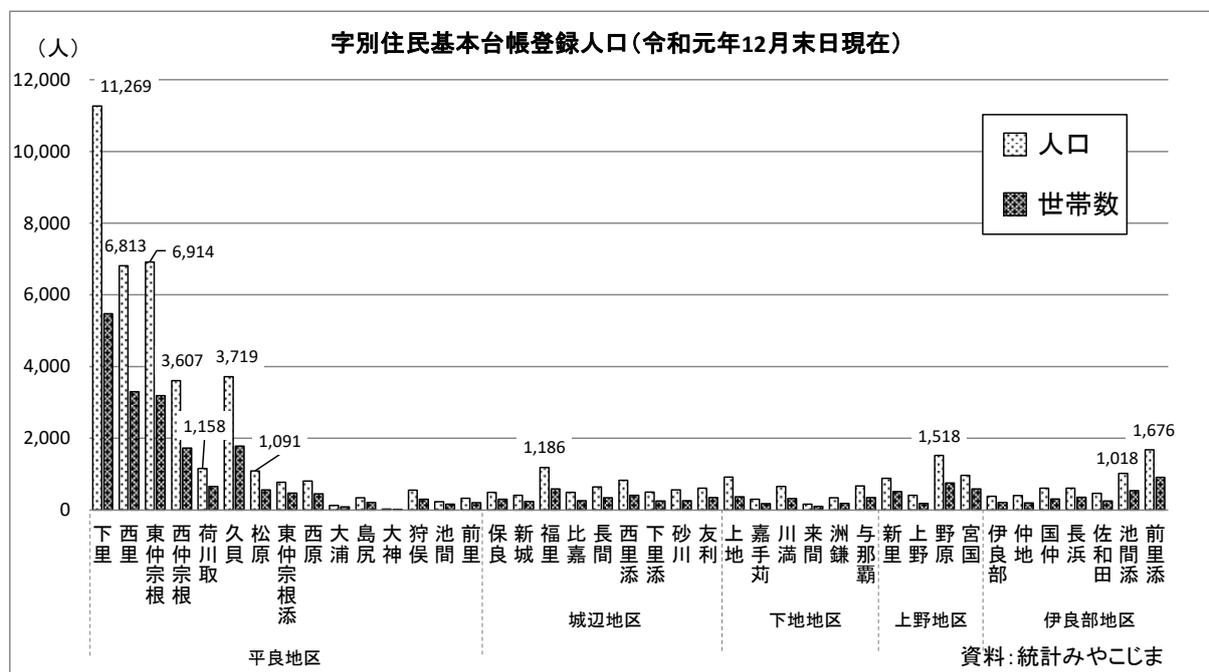
住民基本台帳登録世帯数の推移

|       | 世帯数    | 世帯増加数 | 世帯増加率  | 1世帯当たり人員 |
|-------|--------|-------|--------|----------|
| 平成25年 | 25,098 | 315   | 101.3% | 2.2      |
| 26年   | 25,173 | 75    | 100.3% | 2.2      |
| 27年   | 25,535 | 362   | 101.4% | 2.1      |
| 28年   | 25,869 | 334   | 101.3% | 2.1      |
| 29年   | 26,304 | 435   | 101.7% | 2.1      |
| 30年   | 26,857 | 553   | 102.1% | 2.0      |
| 令和元年  | 27,858 | 1,001 | 103.7% | 2.0      |

資料:統計みやこじま(各年12月末日現在)

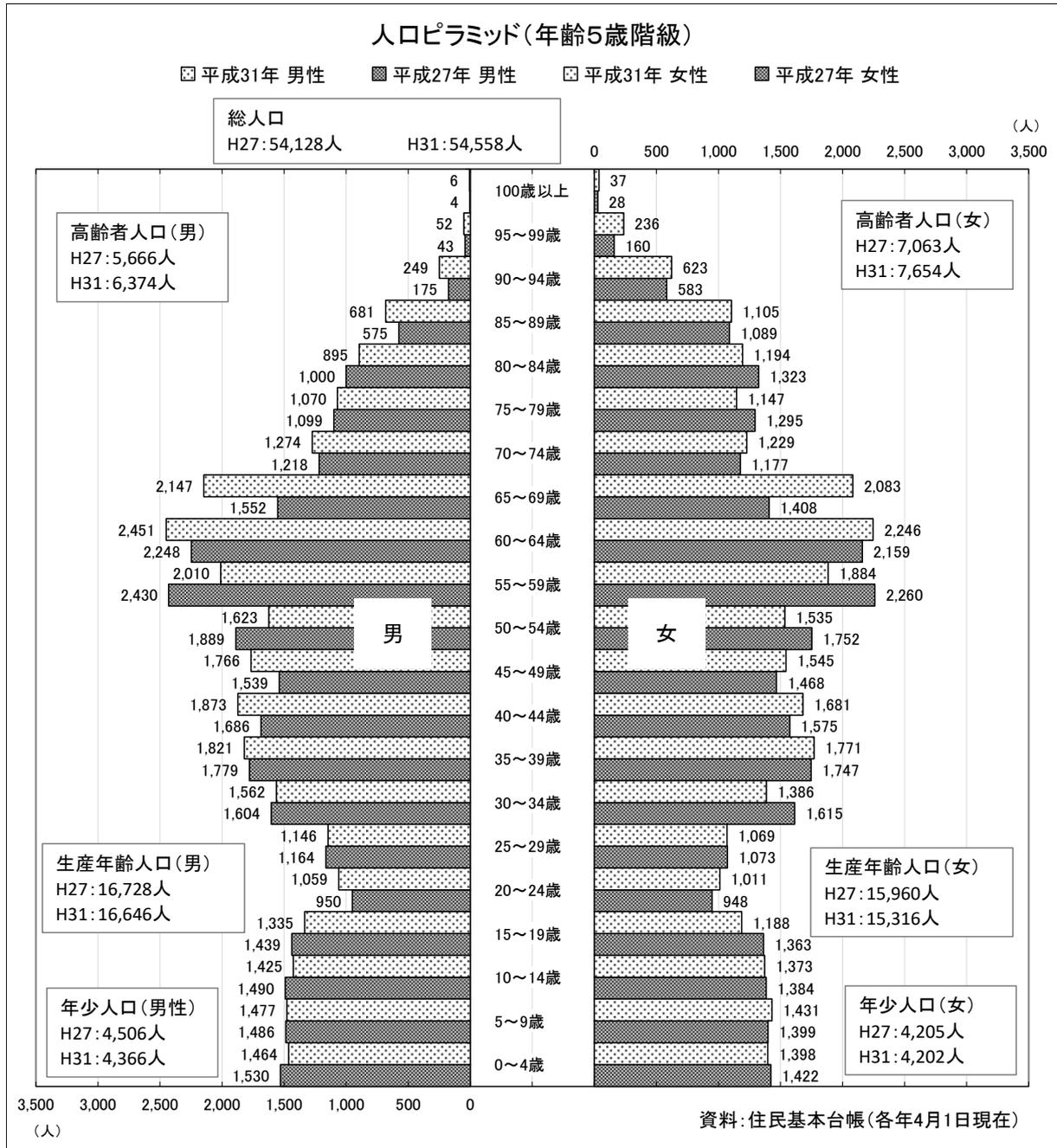
## ③字別の人口・世帯の状況

字別の人口及び世帯数の状況をみると、平良地区の市街地及びその周辺に人口が集中しており、字下里で11,000人を超え、字西里及び字東仲宗根でそれぞれ6,500人超の人口となっています。41字のうち1,000人以上の字は11か所となっています。



#### ④人口構造

住民基本台帳から、平成27年と平成31年の人口を比較すると、男女とも高齢者人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口が減少しています。とくに、15～19歳及び40～60代の人口減少が大きく、200人以上の減少がみられます。



令和2年の年齢3階層別人口をみると、市全体では年少人口（15歳未満）が8,604人（15.6%）、生産年齢人口（15～64歳）が32,152人（58.4%）、高齢者人口（65歳以上）が14,287人（26.0%）となっています。

地区別にみると、平良及び上野では年少人口の割合がそれぞれ17.0%、16.8%で市全体に比べて高く、高齢者人口の割合はそれぞれ22.1%、21.6%で市全体に比べて低くなっています。一方、城辺、下地、伊良部では高齢者人口が30%以上となっています。

地区別人口の推移

単位：人

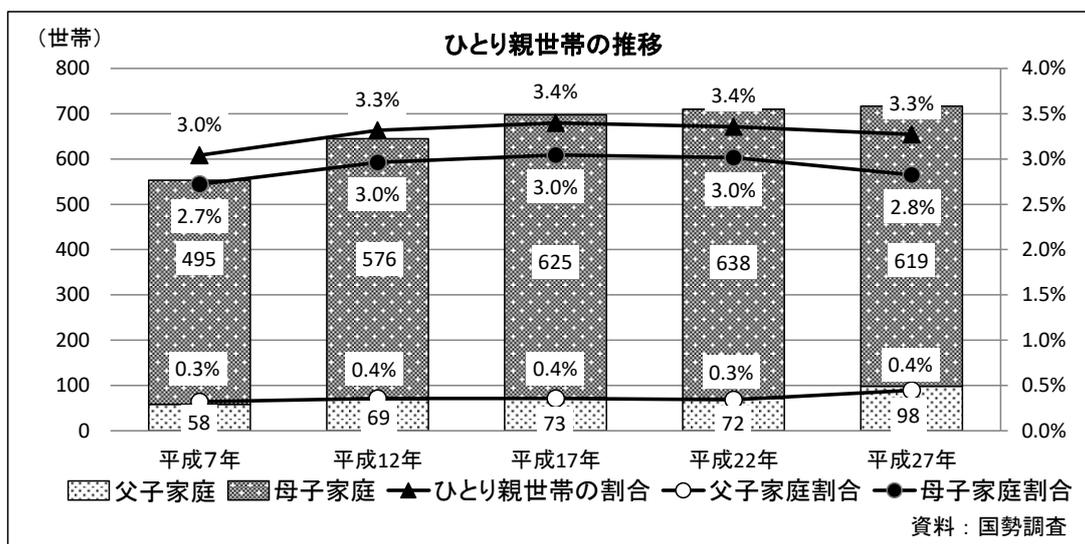
|       |        | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  | 平成30年  | 平成31年  | 令和2年   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平良地区  | 年少人口   | 6,513  | 6,470  | 6,494  | 6,477  | 6,481  | 6,474  | 6,390  | 6,367  |
|       | 生産年齢人口 | 23,015 | 22,927 | 22,863 | 22,561 | 22,515 | 22,437 | 22,442 | 22,669 |
|       | 高齢者人口  | 6,660  | 6,870  | 7,081  | 7,336  | 7,534  | 7,793  | 8,044  | 8,246  |
|       | 合計     | 36,188 | 36,267 | 36,438 | 36,374 | 36,530 | 36,704 | 36,876 | 37,282 |
| 城辺地区  | 年少人口   | 755    | 748    | 708    | 688    | 658    | 631    | 615    | 604    |
|       | 生産年齢人口 | 3,601  | 3,460  | 3,363  | 3,183  | 3,087  | 3,029  | 2,935  | 2,854  |
|       | 高齢者人口  | 2,153  | 2,166  | 2,166  | 2,188  | 2,204  | 2,206  | 2,212  | 2,199  |
|       | 合計     | 6,509  | 6,374  | 6,237  | 6,059  | 5,949  | 5,866  | 5,762  | 5,657  |
| 上野地区  | 年少人口   | 495    | 475    | 452    | 432    | 445    | 457    | 592    | 666    |
|       | 生産年齢人口 | 1,837  | 1,771  | 1,787  | 1,814  | 1,791  | 1,829  | 2,319  | 2,446  |
|       | 高齢者人口  | 733    | 752    | 754    | 767    | 776    | 799    | 841    | 857    |
|       | 合計     | 3,065  | 2,998  | 2,993  | 3,013  | 3,012  | 3,085  | 3,752  | 3,969  |
| 下地地区  | 年少人口   | 477    | 474    | 487    | 457    | 458    | 434    | 448    | 437    |
|       | 生産年齢人口 | 1,714  | 1,712  | 1,711  | 1,701  | 1,668  | 1,646  | 1,614  | 1,619  |
|       | 高齢者人口  | 858    | 875    | 872    | 878    | 902    | 928    | 949    | 955    |
|       | 合計     | 3,049  | 3,061  | 3,070  | 3,036  | 3,028  | 3,008  | 3,011  | 3,011  |
| 伊良部地区 | 年少人口   | 648    | 615    | 570    | 562    | 562    | 522    | 523    | 530    |
|       | 生産年齢人口 | 3,228  | 3,083  | 2,964  | 2,883  | 2,772  | 2,696  | 2,652  | 2,564  |
|       | 高齢者人口  | 1,814  | 1,840  | 1,856  | 1,885  | 1,925  | 1,965  | 1,982  | 2,030  |
|       | 合計     | 5,690  | 5,538  | 5,390  | 5,330  | 5,259  | 5,183  | 5,157  | 5,124  |
| 宮古島市  | 年少人口   | 8,888  | 8,782  | 8,711  | 8,616  | 8,604  | 8,518  | 8,568  | 8,604  |
|       | 生産年齢人口 | 33,395 | 32,953 | 32,688 | 32,142 | 31,833 | 31,637 | 31,962 | 32,152 |
|       | 高齢者人口  | 12,218 | 12,503 | 12,729 | 13,054 | 13,341 | 13,691 | 14,028 | 14,287 |
|       | 合計     | 54,501 | 54,238 | 54,128 | 53,812 | 53,778 | 53,846 | 54,558 | 55,043 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### <ひとり親世帯の状況>

平成 27 年国勢調査における本市のひとり親世帯の状況は、母子世帯 619 世帯、父子世帯 98 世帯となっており、平成 7 年からの推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあります。

また、ひとり親世帯の割合は 3.3%、そのうち父子家庭割合が 0.4%、母子家庭割合が 2.8% となっています。



### <出生数の推移>

出生数については、平成 27 年以降減少傾向で推移しており、令和元年は 519 人となっています。

県内各市の出生数

|         | 沖縄県    | 宮古島市 | 那覇市   | 沖縄市   | 浦添市   | うるま市  | 宜野湾市  | 豊見城市 | 糸満市 | 名護市 | 石垣市 | 南城市 |
|---------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----|-----|-----|-----|
| 平成 25 年 | 17,209 | 559  | 3,495 | 1,751 | 1,445 | 1,320 | 1,282 | 934  | 837 | 763 | 666 | 387 |
| 平成 26 年 | 16,373 | 546  | 3,306 | 1,628 | 1,400 | 1,285 | 1,236 | 867  | 762 | 725 | 567 | 379 |
| 平成 27 年 | 16,941 | 606  | 3,296 | 1,727 | 1,418 | 1,430 | 1,252 | 905  | 749 | 704 | 602 | 473 |
| 平成 28 年 | 16,617 | 552  | 3,176 | 1,765 | 1,355 | 1,337 | 1,281 | 829  | 770 | 713 | 608 | 462 |
| 平成 29 年 | 16,217 | 528  | 3,084 | 1,641 | 1,289 | 1,348 | 1,241 | 836  | 757 | 667 | 572 | 470 |
| 平成 30 年 | 15,732 | 520  | 2,916 | 1,624 | 1,245 | 1,325 | 1,157 | 857  | 733 | 736 | 538 | 470 |
| 令和元年    | 14,902 | 519  | 2,818 | 1,426 | 1,171 | 1,264 | 1,136 | 761  | 711 | 676 | 542 | 406 |

資料：沖縄県人口動態統計の概況

### <保育所の状況>

平成 26～令和元年度までの保育所の入所児童数の推移をみると、平成 30 年度までは増加で推移していましたが、令和元年度には一転して減少しています。

保育所等の入所児童数の推移(認定こども園保育認定含む)

|           | 平成<br>26年度 | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  | 令和<br>元年度 |
|-----------|------------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 入所児童数     | 1,596      | 1,765 | 1,945 | 2,108 | 2,239 | 2,191     |
| 定員に対する入所率 | 94.7%      | 98.3% | 94.9% | 95.9% | 97.1% | 91.4%     |

資料：児童家庭課

### <幼稚園等の状況>

幼稚園等における児童数の推移をみると、平成 26 年度の 738 人から減少傾向となっており、令和元年度は 523 人となっています。

幼稚園等における就園児童の推移

単位：人

|           | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平一幼稚園     | 75     | 50     | 65     | 54     | 52     | 46    |
| 北幼稚園      | 40     | 48     | 31     | 22     | 27     | 30    |
| 南幼稚園      | 84     | 67     | 62     | 54     | 62     | 57    |
| 東幼稚園      | 67     | 65     | 58     | 60     | 60     | 42    |
| 久松幼稚園     | 38     | 42     | 39     | 51     | 44     | 53    |
| 鏡原幼稚園     | 53     | 56     | 55     | 53     | 47     | 36    |
| 西辺幼稚園     | 9      | 16     | 13     | 16     | 12     | 16    |
| 狩俣幼稚園     | 6      | 6      | 6      | 7      | 6      | 0     |
| 西城幼稚園     | 19     | 19     | 17     | 15     | 6      | 6     |
| 砂川幼稚園     | 7      | 7      | 12     | 10     | 10     | 10    |
| 佐良浜幼稚園    | 20     | 22     | 14     | 18     | 17     | 20    |
| 伊良部こども園   | 19     | 17     | 10     | 20     | 14     | 1     |
| 下地こども園    | 31     | 26     | 47     | 51     | 12     | 13    |
| 上野こども園    | 33     | 25     | 30     | 17     | 9      | 25    |
| はなぞのこどもえん | 130    | 59     | 50     | 43     | 54     | 63    |
| みつば幼稚園    | 107    | 108    | 105    | 106    | 106    | 105   |
| 合計        | 738    | 633    | 614    | 597    | 538    | 523   |

資料：児童家庭課

### <公立小学校の児童数の状況>

公立小学校の児童数の推移をみると、平成26年度以降概ね増加傾向で推移し、令和元年度は3,496人となっています。

#### 公立小学校の児童数の推移

単位:人

|         | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 西辺小学校   | 63     | 60     | 71     | 81     | 89     | 88    |
| 狩俣小学校   | 33     | 32     | 33     | 37     | 34     | 26    |
| 宮島小学校   | 8      | 5      | 5      |        | -      |       |
| 池間小学校   | 22     | 22     | 21     | 22     | 16     | 11    |
| 平良第一小学校 | 577    | 590    | 551    | 553    | 562    | 564   |
| 北小学校    | 286    | 293    | 291    | 297    | 286    | 293   |
| 南小学校    | 534    | 540    | 531    | 515    | 500    | 535   |
| 東小学校    | 464    | 461    | 507    | 477    | 493    | 475   |
| 久松小学校   | 312    | 314    | 306    | 329    | 352    | 338   |
| 鏡原小学校   | 172    | 194    | 212    | 234    | 252    | 256   |
| 宮原小学校   | 12     |        |        | -      |        |       |
| 西城小学校   | 112    | 99     | 98     | 94     | 89     | 86    |
| 城辺小学校   | 98     | 105    | 105    | 95     | 90     | 83    |
| 福嶺小学校   | 24     | 26     | 26     | 25     | 23     | 20    |
| 砂川小学校   | 73     | 61     | 57     | 47     | 49     | 57    |
| 上野小学校   | 182    | 188    | 190    | 203    | 214    | 239   |
| 下地小学校   | 179    | 182    | 178    | 186    | 198    | 211   |
| 来間小学校   | 5      | 5      | 5      | 7      | 4      | 3     |
| 佐良浜小学校  | 110    | 102    | 109    | 113    | 110    | -     |
| 伊良部小学校  | 144    | 130    | 119    | 110    | 103    | 211   |
| 合計      | 3,410  | 3,409  | 3,415  | 3,425  | 3,464  | 3,496 |

※伊良部小学校の令和元年度は伊良部島小の人数

資料:教育委員会

### <公立中学校の生徒数の状況>

公立中学校の生徒数の推移をみると、平成26年度以降減少傾向となっており、令和元年度は1,611人となっています。

#### 公立中学校の生徒数の推移

単位:人

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 西辺中学校  | 34     | 30     | 28     | 26     | 26     | 33    |
| 狩俣中学校  | 17     | 23     | 26     | 28     | 24     | 16    |
| 池間中学校  | 16     | 14     | 12     | 11     | 10     | 13    |
| 平良中学校  | 551    | 530    | 542    | 534    | 538    | 510   |
| 北中学校   | 413    | 405    | 348    | 356    | 349    | 393   |
| 久松中学校  | 139    | 142    | 150    | 143    | 145    | 138   |
| 鏡原中学校  | 74     | 81     | 72     | 76     | 78     | 101   |
| 西城中学校  | 43     | 47     | 48     | 55     | 55     | 47    |
| 城辺中学校  | 53     | 48     | 44     | 46     | 38     | 36    |
| 福嶺中学校  | 14     | 11     |        | -      |        |       |
| 砂川中学校  | 57     | 54     | 50     | 52     | 39     | 28    |
| 上野中学校  | 110    | 101    | 86     | 86     | 89     | 93    |
| 下地中学校  | 105    | 107    | 91     | 92     | 95     | 95    |
| 佐良浜中学校 | 78     | 75     | 65     | 61     | 48     | -     |
| 伊良部中学校 | 74     | 78     | 83     | 76     | 70     | 108   |
| 合計     | 1,778  | 1,746  | 1,645  | 1,642  | 1,604  | 1,611 |

※伊良部中学校の令和元年度は伊良部島中の人数

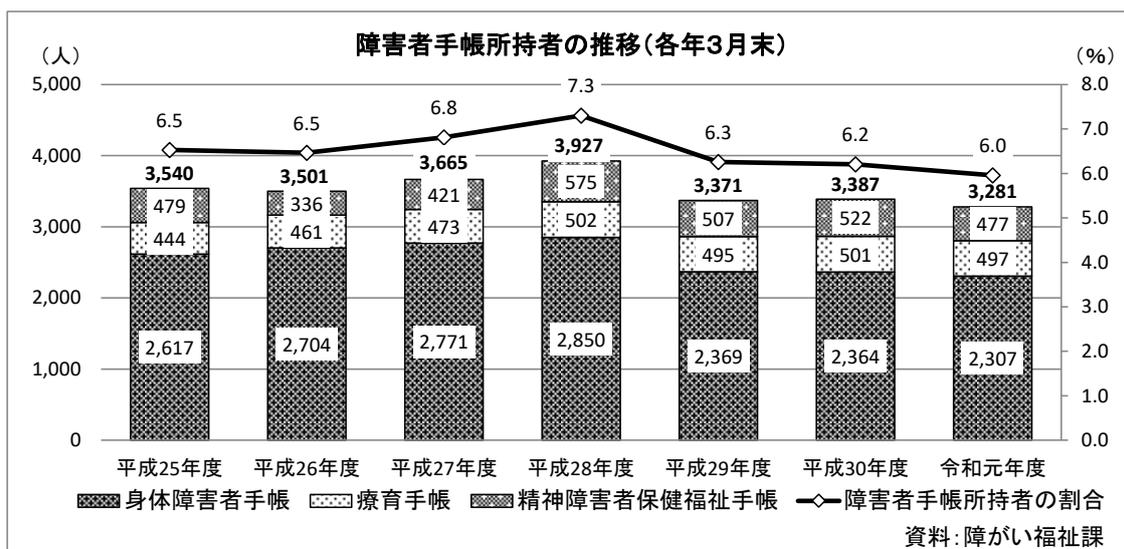
資料:教育委員会

### <障害者手帳の所持状況>

令和元年度の障害者手帳所持者の状況をみると、「身体障害者手帳」が 2,307 人、「療育手帳」が 497 人、「精神障害者保健福祉手帳」が 477 人となっています。平成 25～28 年度まではいずれの障害種別も概ね増加傾向にありましたが、平成 29 年度に減少し、それ以降は横ばいで推移しています。

また、総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、6.0%となっています。

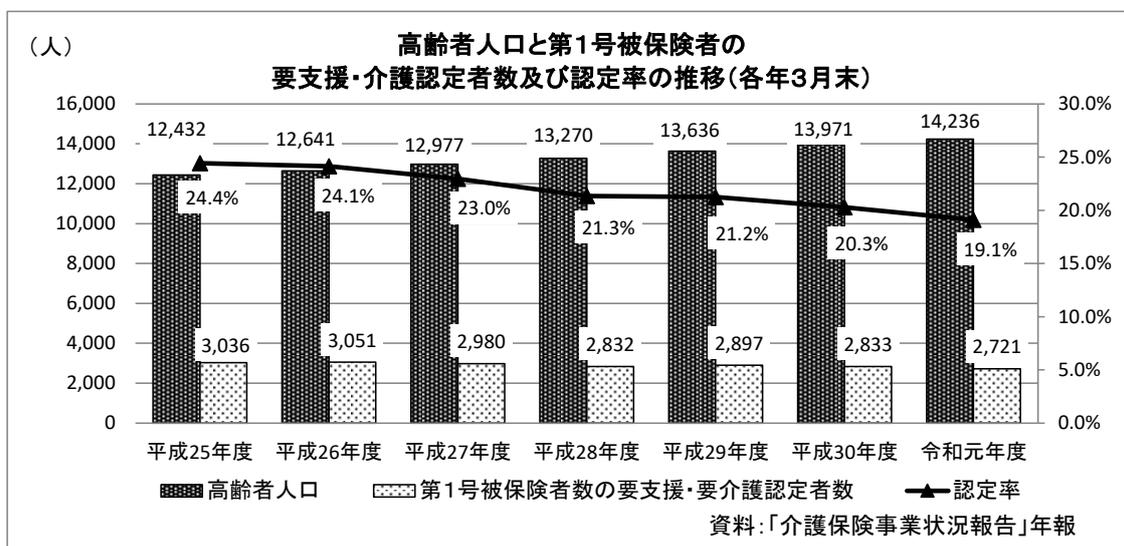
なお、平成 28～29 年度にかけて、大きく人数の変動が生じたのは、これまでの死亡者の抹消をまとめて行ったためです。



### <高齢者の状況>

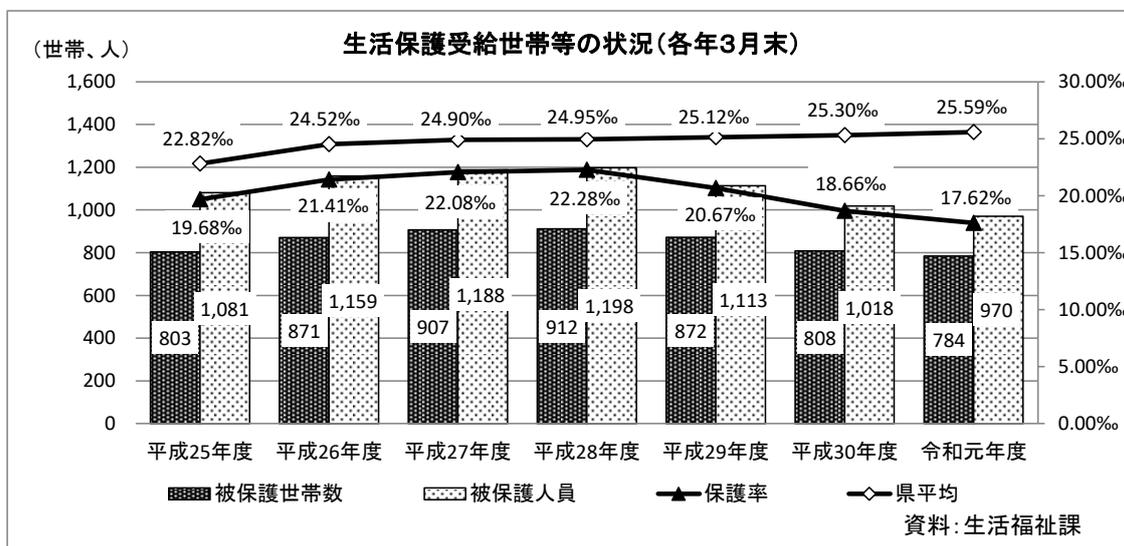
高齢者人口についてみると、平成 25 年度以降増加傾向で推移し、令和元年度は 14,236 人となっています。第 1 号被保険者の要介護・要支援認定者数については、平成 26 年度にかけて増加傾向にありましたが、平成 27 年度以降概ね減少傾向にあり、令和元年度は 2,721 人となっています。

認定率については、平成 25 年度以降減少傾向で、令和元年度は 19.1%となっています。



### <生活保護世帯の推移>

被保護世帯数についてみると、平成25～28年度まで増加傾向で推移し、平成29年度以降は減少傾向で、令和元年度は784世帯となっています。保護率は、各年度県平均を下回っており、令和元年度は17.62%で、平成29年度以降減少傾向にあります。



### <民生委員・児童委員委嘱状況>

民生委員・児童委員の委嘱状況は、「平良第二」が31人で最も多く、次いで「平良第一」の27人、「城辺」の22人、「伊良部」の21人、「下地・上野」の16人となっています。

地区別民生委員・児童委員委嘱状況

単位:人

| 地区    | 担当区域 | 委員の空白 | 民生委員・児童委員 |    |     | 主任児童委員 |   |    | 計  |    |     |
|-------|------|-------|-----------|----|-----|--------|---|----|----|----|-----|
|       |      |       | 男         | 女  | 計   | 男      | 女 | 計  | 男  | 女  | 計   |
| 平良第一  | 30   | 3     | 8         | 17 | 25  | 2      | 0 | 2  | 10 | 17 | 27  |
| 平良第二  | 33   | 2     | 2         | 27 | 29  | 0      | 2 | 2  | 2  | 29 | 31  |
| 城辺    | 24   | 2     | 9         | 11 | 20  | 2      | 0 | 2  | 11 | 11 | 22  |
| 下地・上野 | 16   | 0     | 5         | 9  | 14  | 0      | 2 | 2  | 5  | 11 | 16  |
| 伊良部   | 21   | 0     | 4         | 15 | 19  | 0      | 2 | 2  | 4  | 17 | 21  |
| 計     | 124  | 7     | 28        | 79 | 107 | 4      | 6 | 10 | 32 | 85 | 117 |

資料:福祉政策課

## 2. 市民アンケート

### (1) 調査概要

#### ①調査の対象者

市内にお住まいの20歳以上75歳までの男女4,800人を住民基本台帳から、住所、年齢層に偏りがないように抽出しました。

#### ②調査の期間

調査期間は令和2年7月上旬から8月中旬

#### ③調査票の回収方法

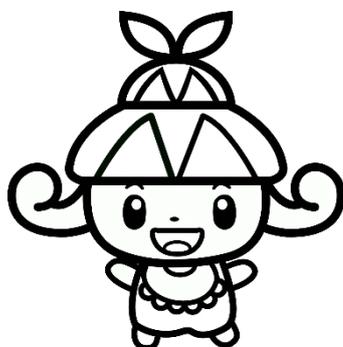
対象者に対し期日を限定し、郵送による配布・回収をしました。

#### ④調査票の回収状況

|         | 配布数   | 回収数   | 有効回答数 | 実質回収率 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 調査票回収状況 | 4,800 | 1,126 | 1,123 | 23.4% |

#### ⑤報告書への記載方法

- 集計結果は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%に一致しない場合があります。
- 回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行います。
- 集計結果の構成は、前回調査と同じ設問については基本的に今回調査「令和2年度」と前回調査結果「平成27年度」の結果を比較しています。



## ① 回答者の属性

お住まいの地区：「平良地区」が36.8%で最も多く、次いで「伊良部地区」の27.2%、「下地地区」の12.7%、「上野地区」の12.0%、「城辺地区」の10.5%と続いており、「平良地区」「城辺・下地・上野地区」「伊良部地区」の3地区の区分では概ねバランスが取れています。

回答者の年代：「60代」が28.5%で最も多く、次いで「70代」の19.6%、「50代」の18.5%、「40代」の14.1%、「30代」の10.7%、「20代」の7.5%と続いており、50代以上で約7割を占めています。

居 住 年 数：「20年以上」が50.9%で最も多く、次いで「1年～5年未満」の14.3%、「10年～20年未満」の14.1%と続いており、10年以上居住している方が約7割を占めています。

居 住 者：「配偶者」が42.5%で最も多く、次いで「ひとりで暮らしている」の28.9%、「子ども」の28.0%と続いており、どなたかと一緒に住んでいる方が過半数を占める一方、ひとり暮らしの方も約3割います。

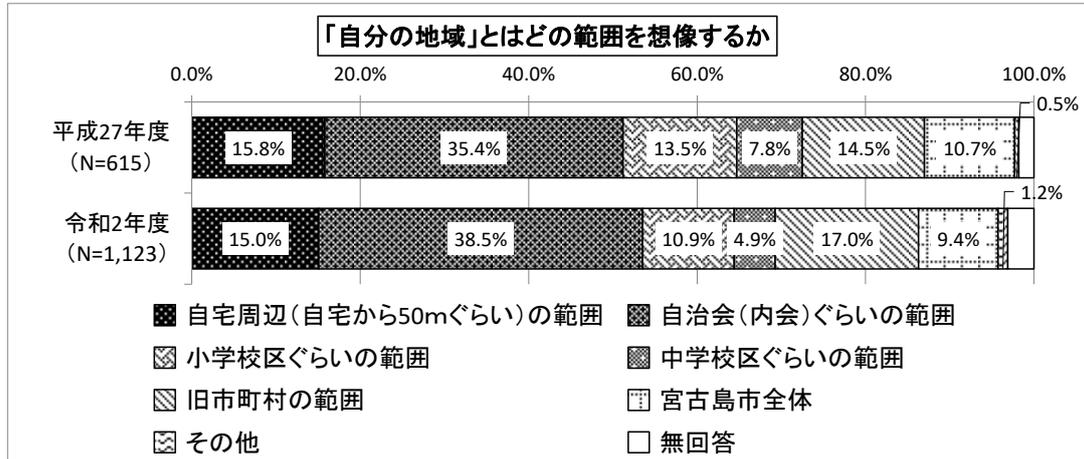
職 業：「正社員・正規職員」が37.4%で最も多く、次いで「自営業主（商店主・農家等）」の18.2%、「無職」の12.2%、「パート・アルバイト」の11.8%と続いています。

世 帯 の 収 入：世帯収入（年間の手取額）は、「100万円～200万円未満」が23.2%で最も多く、次いで「200万円～300万円未満」の21.1%、「300万円～400万円未満」の16.7%、「100万円未満」の13.5%、「400万円～500万円未満」の8.6%と続いています。

## ②あなたと地域生活について

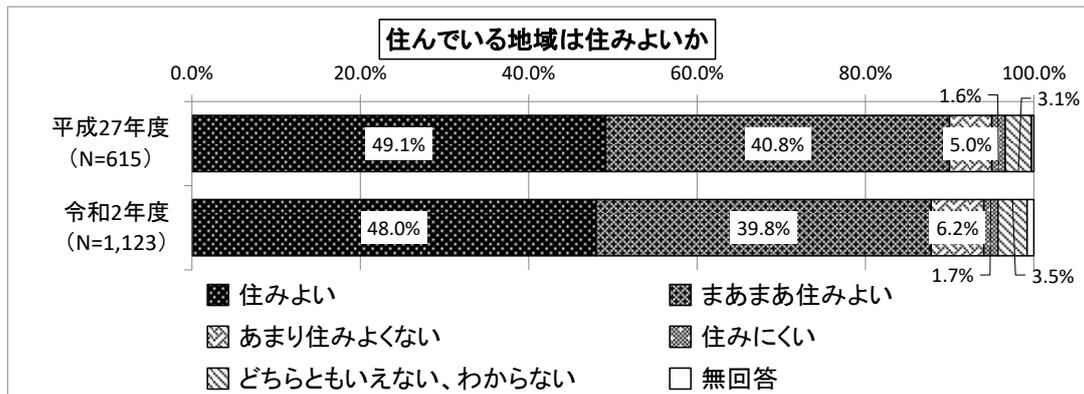
### 自分の地域の範囲

「自治会(内会)ぐらいの範囲」が38.5%で最も多く、次いで「旧市町村の範囲」の17.0%、「自宅周辺の範囲」の15.0%、「小学校区ぐらいの範囲」の10.9%、「宮古島市全体」の9.4%と続いています。



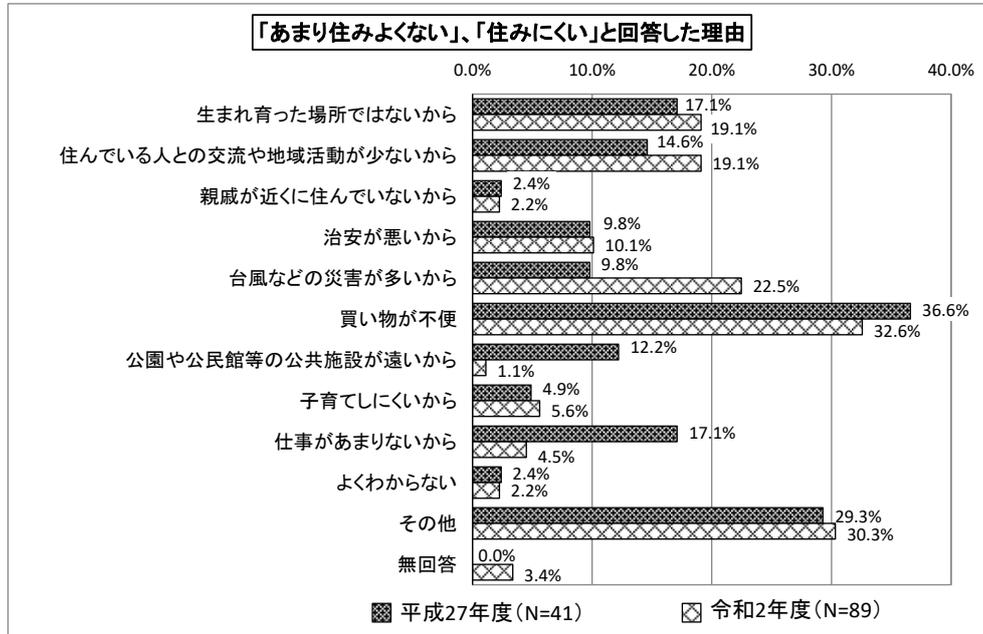
### 地域の住みよさ

「住みよい」が48.0%で最も多くなっています。次いで「まあまあ住みよい」の39.8%、「あまり住みよくない」の6.2%、「どちらともいえない、わからない」の3.5%、「住みにくい」の1.7%と続いております。住みよいと感じている方が約9割となっています。



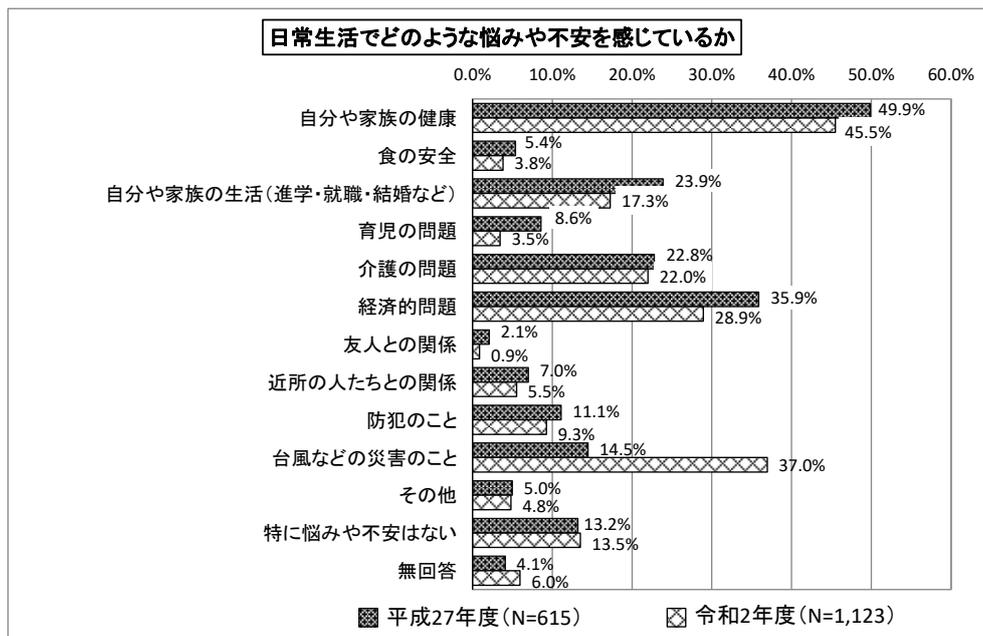
## 住みにくい理由

対象者は少ないものの住みにくいと回答した理由としては、「買い物が不便」が32.6%で第1位、第2位は「その他」の30.3%、第3位は「台風などの災害が多いから」の22.5%が主な理由の上位となっています。



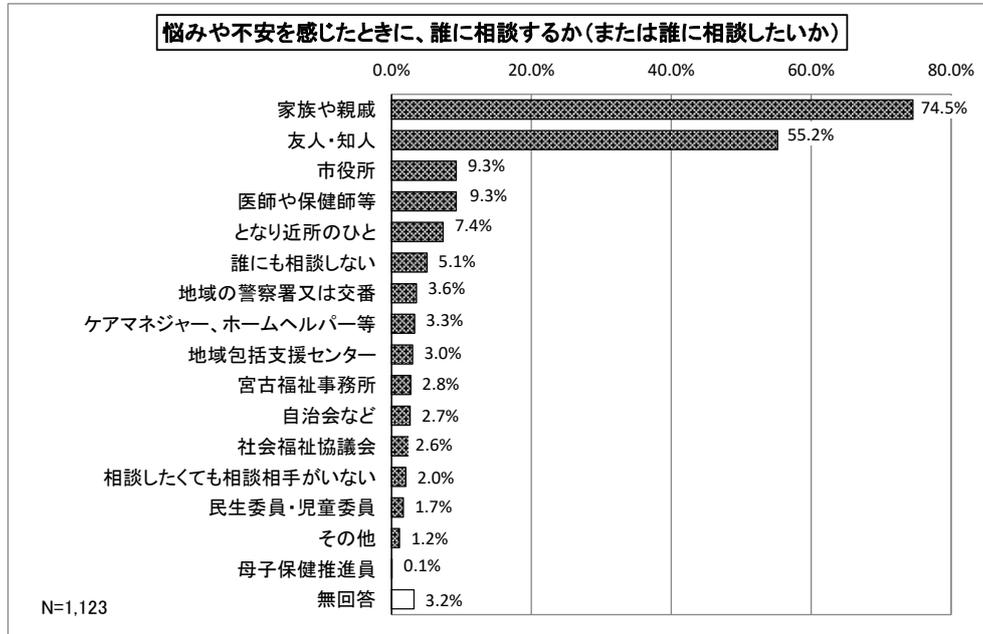
## 悩みや不安

「自分や家族の健康」が45.5%で第1位、第2位は「台風などの災害のこと」の37.0%、第3位は「経済的問題」の28.9%が主な悩みや不安の上位となっています。



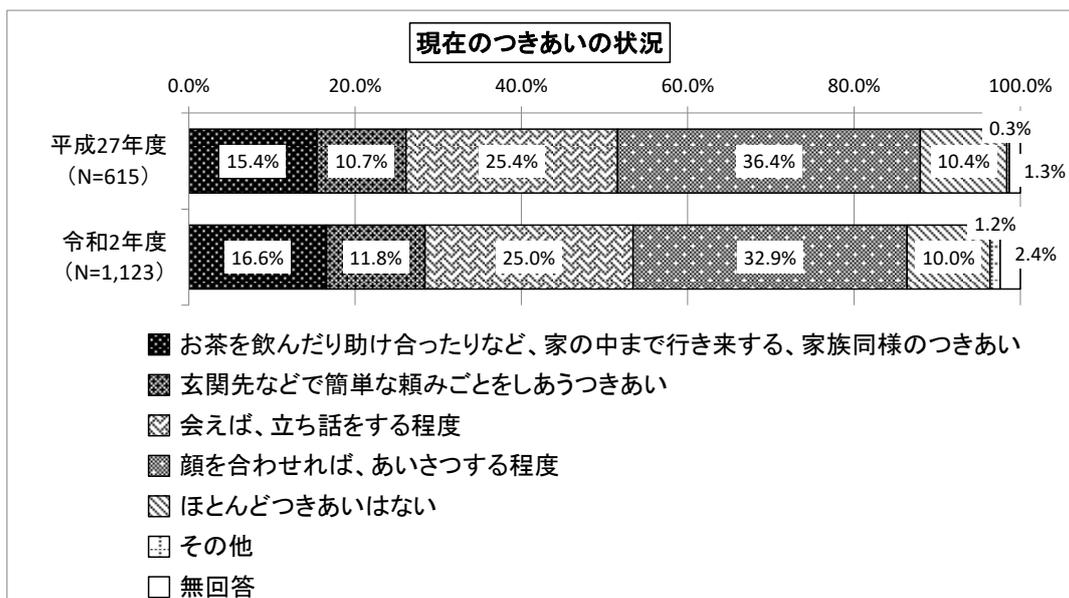
## 誰に相談するか

悩みや不安の相談相手としては「家族や親戚」が74.5%で第1位、第2位は「友人・知人」の55.2%、第3位は「市役所」および「医師や保健師等」が同率で9.3%が主な相談相手の上位となっています。



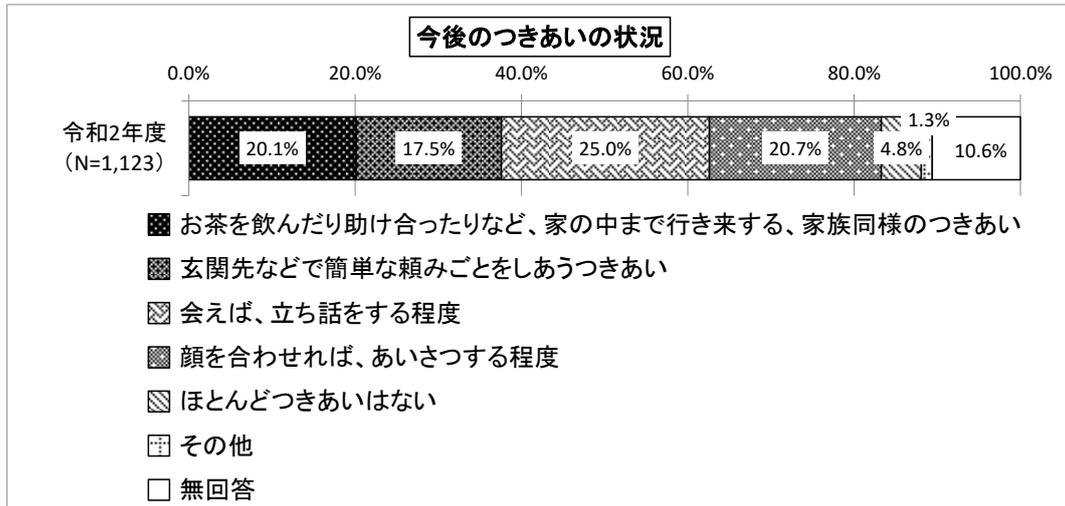
## 近所づきあい

「顔を合わせれば、あいさつする程度」が32.9%で最も多く、次いで「会えば、立ち話をする程度」の25.0%、「お茶を飲んだり助け合ったりなど、家の中まで行き来する、家族同様のつきあい」の16.6%と続いており、ほとんど付き合いがない方も約1割います。



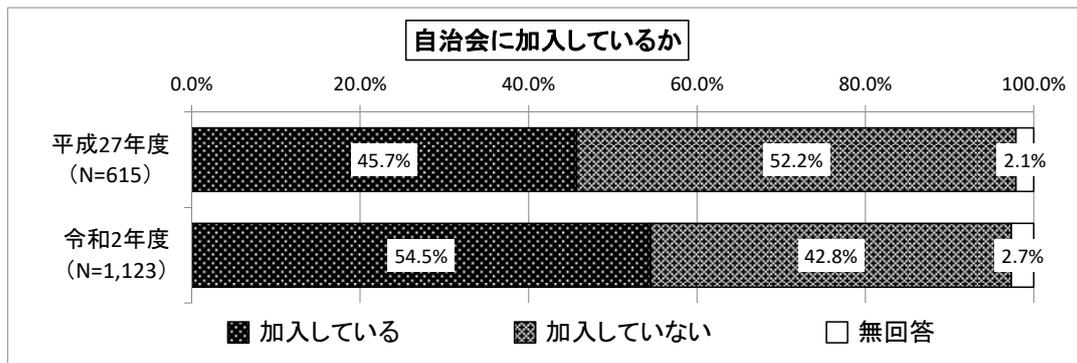
### 今後の近所づきあい

「会えば、立ち話をする程度」が25.0%で最も多く、次いで「顔を合わせれば、あいさつする程度」の20.7%、「お茶を飲んだり助け合ったりなど、家の中まで行き来する、家族同様のつきあい」の20.1%とつづいており、現在のつきあいよりも一歩進んだつきあいをしたい傾向が見られます。



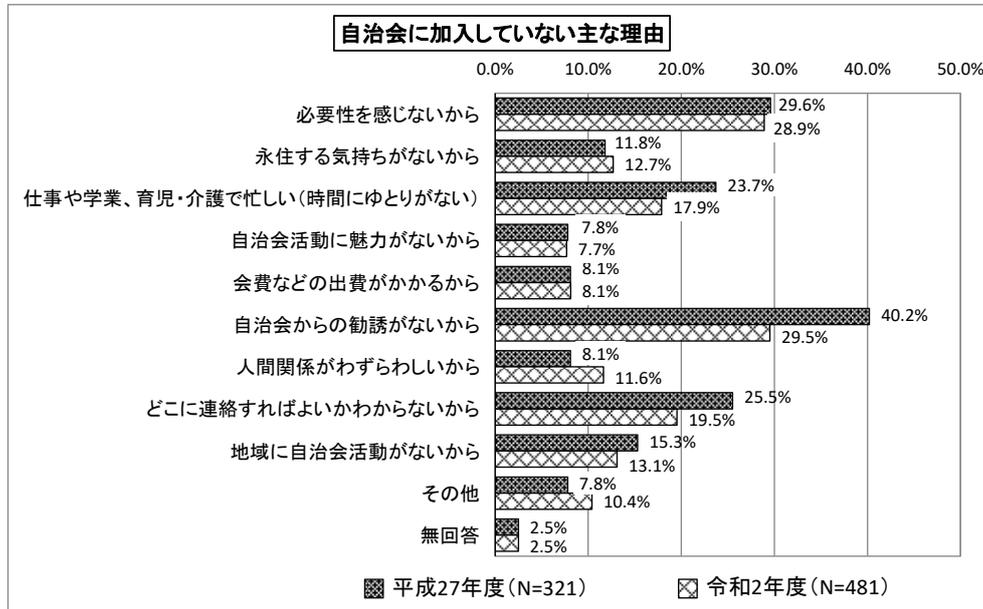
### 自治会加入状況

「加入している」が54.5%と過半数を占め多くなっており、「加入していない」は42.8%の状況です。



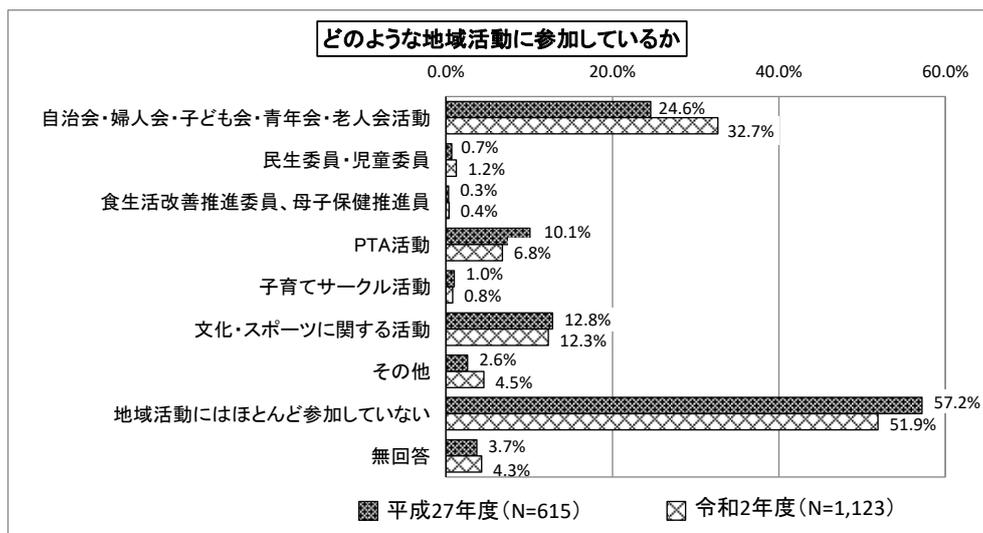
## 加入していない理由

「自治会からの勧誘がないから」が29.5%で第1位、第2位は「必要性を感じないから」の28.9%、第3位は「どこに連絡すればよいかわからないから」の19.5%となっており、情報提供や勧誘活動により加入する方も一定程度いることが考えられます。



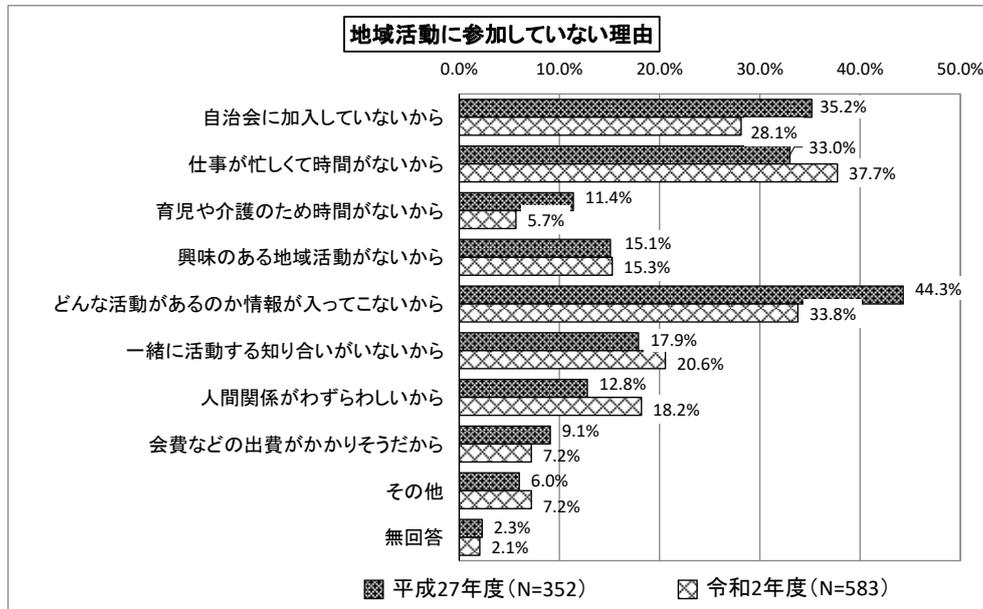
## 地域活動への参加

「地域活動にはほとんど参加していない」が51.9%で第1位、第2位は「自治会・婦人会・子ども会・青年会・老人会活動」の32.7%、第3位は「文化・スポーツに関する活動」の12.3%と約半数は地域活動へ参加していない状況となっています。



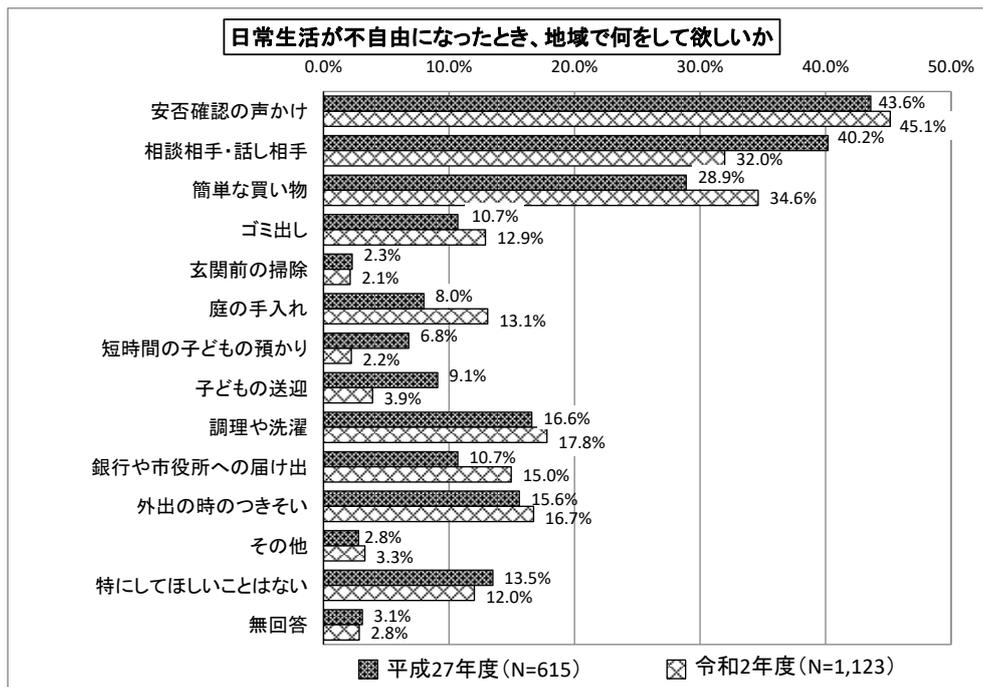
## 参加していない理由

地域活動へ参加していない理由としては、「仕事が忙しくて時間がないから」が37.7%で第1位、第2位は「どんな活動があるのか情報が入ってこないから」の33.8%、第3位は「自治会に加入していないから」の28.1%が上位となっており、活動内容等の情報提供によっては、活動への参加が見込まれる方が一定程度いることが考えられます。



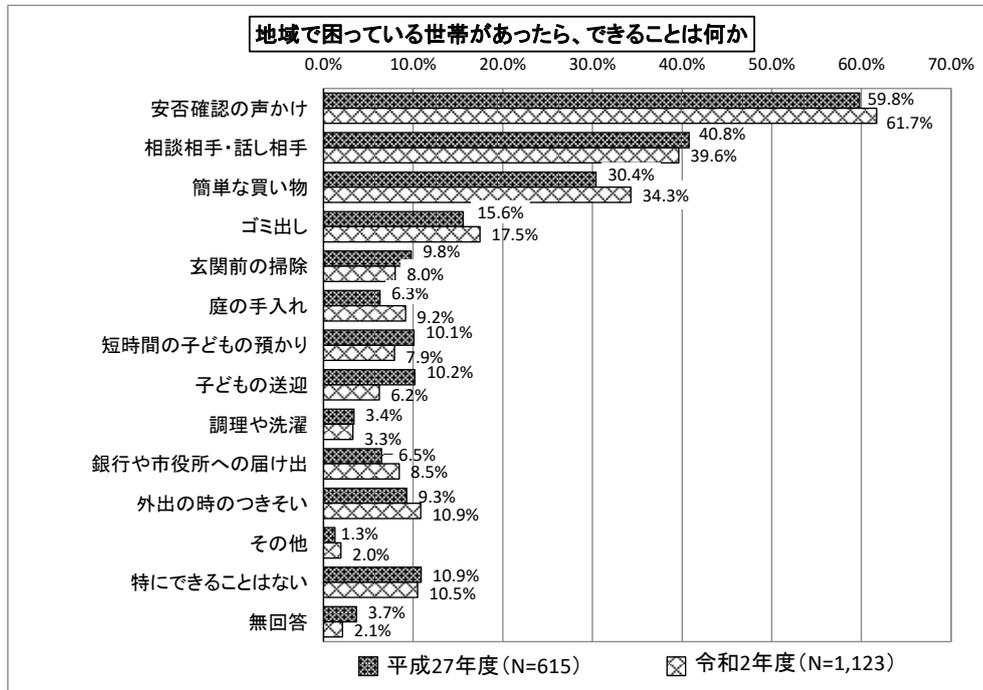
## 地域にしてほしいこと

日常生活で困ったときに地域にしてほしいことは、「安否確認の声かけ」が45.1%で第1位、第2位は「簡単な買い物」の34.6%、第3位は「相談相手・話し相手」の32.0%が主にしてほしいことの上位となっています。



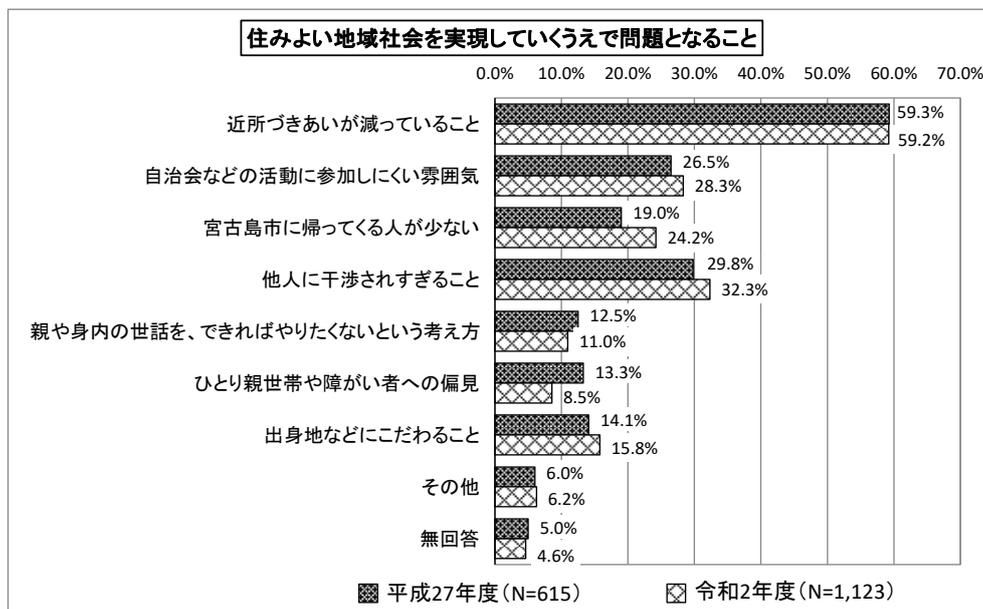
### 手助けできること

地域で困っている人がいる際に手助けできることについては、「安否確認の声かけ」が61.7%で第1位、第2位は「相談相手・話し相手」の39.6%、第3位は「簡単な買い物」の34.3%と自身が地域にしてほしいことと同意見が上位となっています。



### 住みよい地域にするには

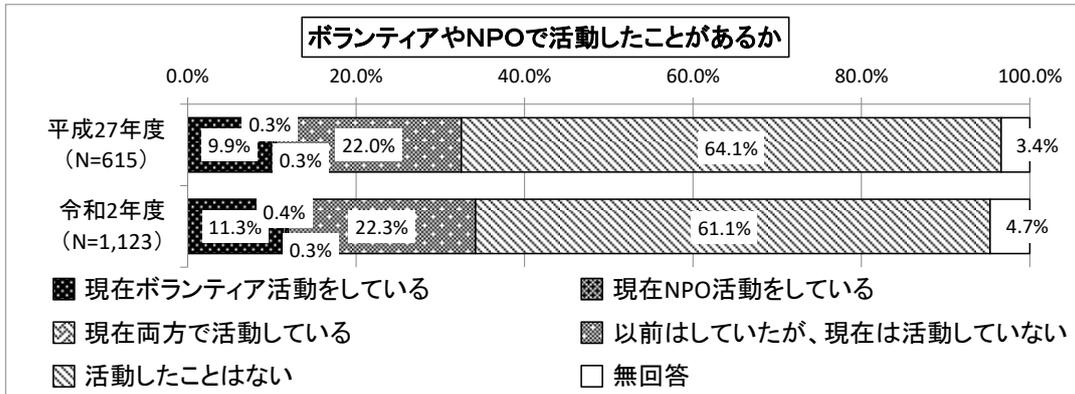
住民がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会にするにあたっての問題として、「近所づきあいが減っていること」が59.2%で第1位、第2位は「他人に干渉されすぎること」の32.3%、第3位は「自治会などの活動に参加しにくい雰囲気」の28.3%が上位となっており、近所づきあいはじめ、自治会の活動の雰囲気づくりなどについて問題として感じている方が多くなっています。



### ③福祉意識について

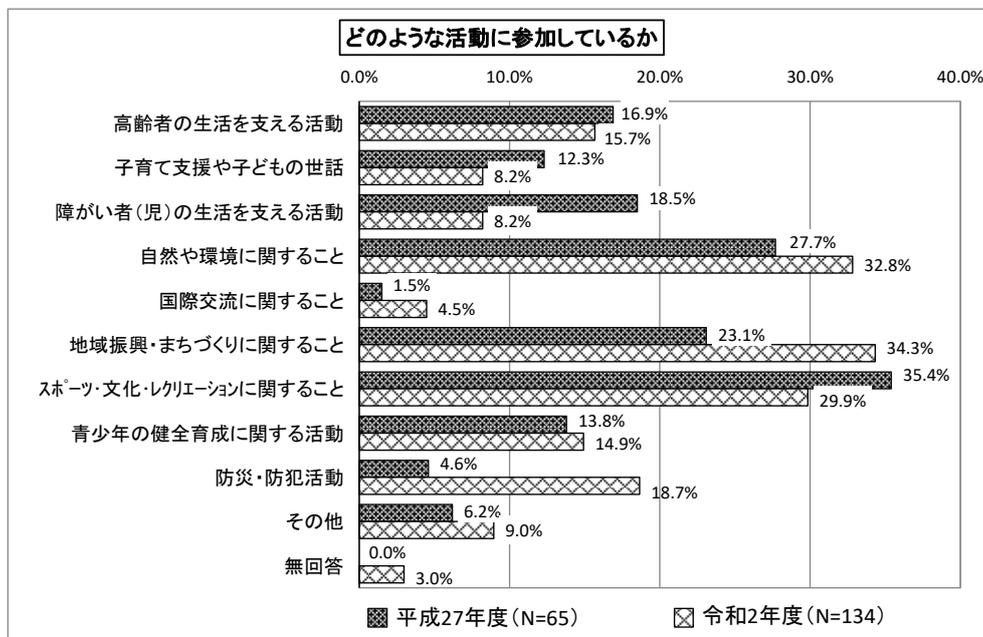
#### ボランティア等での活動

「活動したことはない」が61.1%で最も多く、次いで「以前はしていたが、現在は活動していない」の22.3%、「現在ボランティア活動をしている」の11.3%と続いており、活動したことがない方が6割を占めているのに対し、活動している方は1割程度となっています。



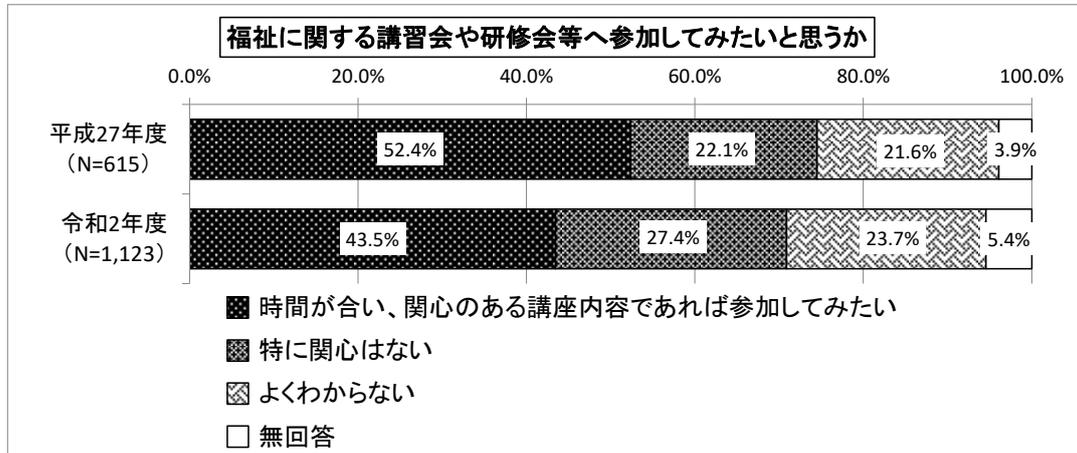
#### 活動内容

「地域振興・まちづくりに関すること」が34.3%で第1位、第2位は「自然や環境に関すること」の32.8%、第3位は「スポーツ・文化・レクリエーションに関すること」の29.9%と続いています。



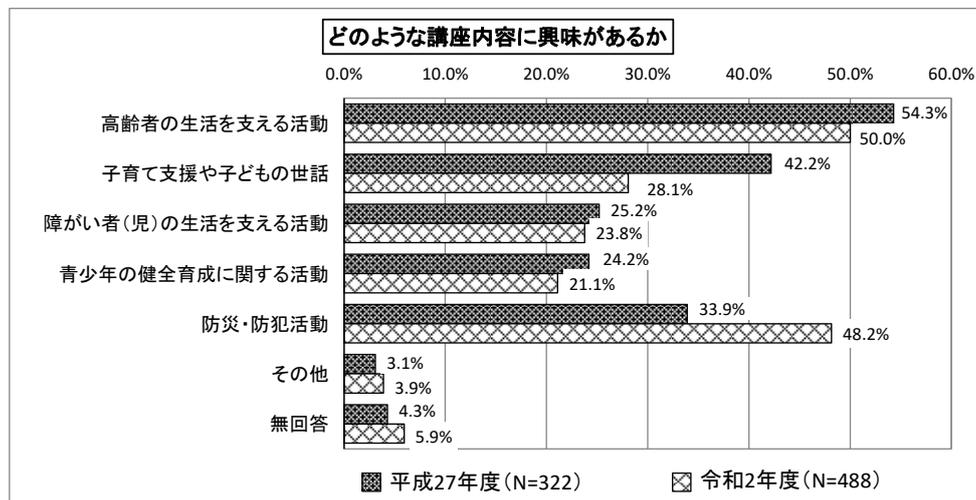
### 福祉の研修等への参加

福祉に関する講習会や研修会への参加意向については、「時間が合い、関心のある講座内容であれば参加してみたい」が43.5%で最も多く、次いで「特に関心はない」の27.4%、「よくわからない」の23.7%となっており、半数の方はあまり関心がない状況となっています。



### 興味のある講座内容

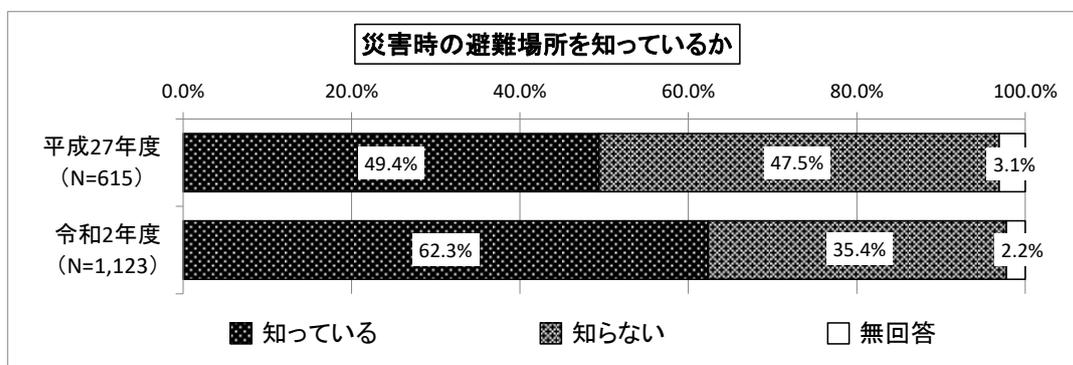
講習等へ参加意向のある方の興味のある講座内容は、「高齢者の生活を支える活動」が50.0%で第1位、第2位は「防災・防犯活動」の48.2%、第3位は「子育て支援や子どもの世話」の28.1%が上位となっています。



#### ④安心・安全な暮らしについて

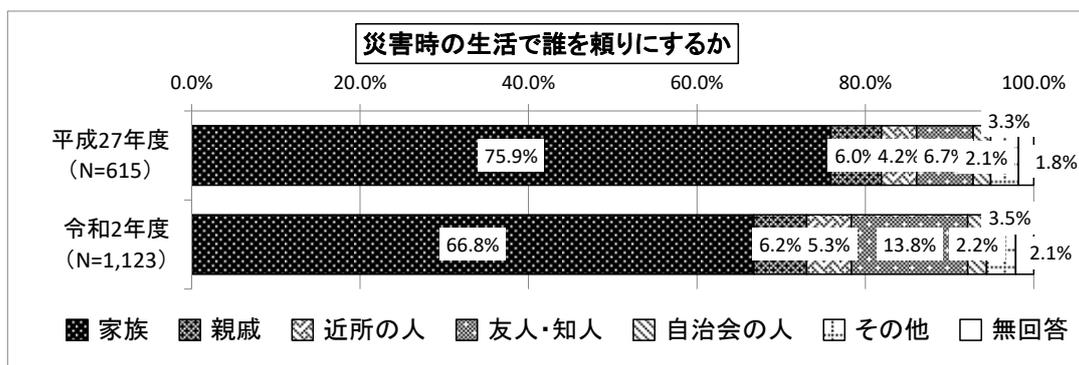
##### 避難場所について

災害時の避難場所の認知度は、「知っている」が62.3%、「知らない」が35.4%となっており、過半数の方は避難場所を認知しています。



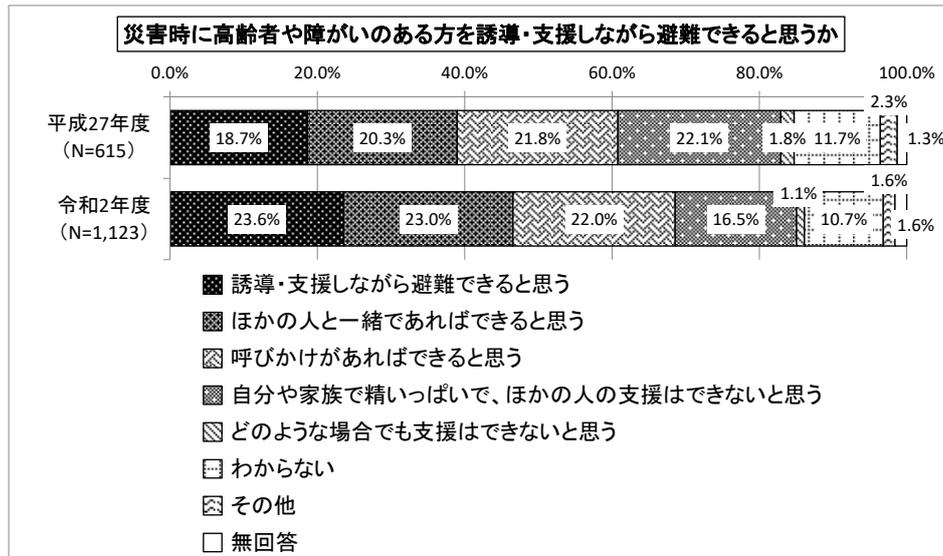
##### 災害時に頼りにする人

「家族」が66.8%で最も多く、次いで「友人・知人」の13.8%、「親戚」の6.2%となっています。



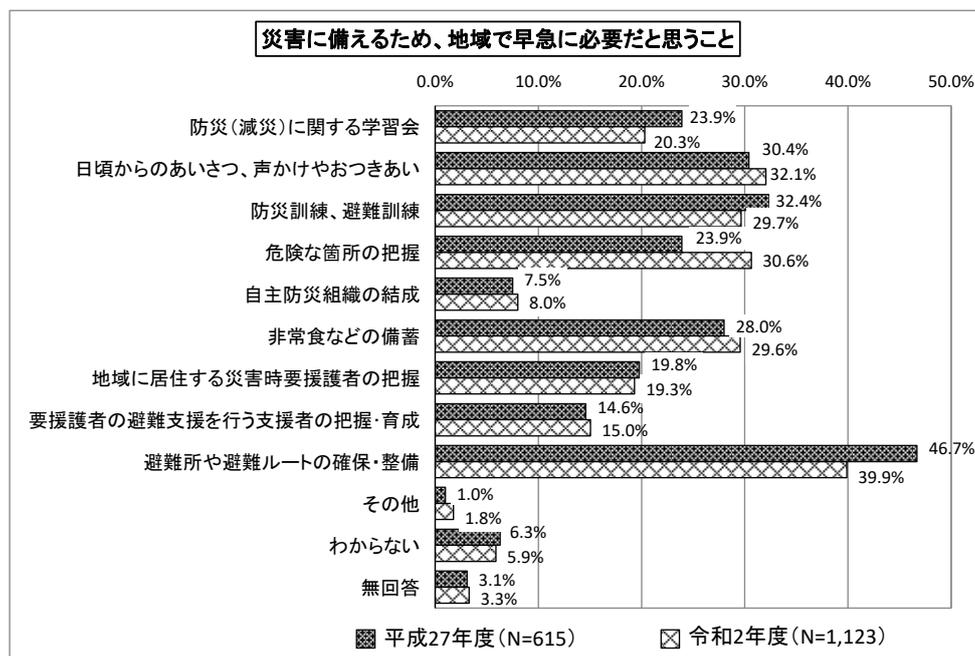
## 災害時の誘導・支援

災害時に近所の高齢者や障がいのある方を誘導・支援しながら避難できると思うかについては、「誘導・支援しながら避難できると思う」が23.6%で最も多く、次いで「ほかの人と一緒にあればできると思う」の23.0%、「呼びかけがあればできると思う」の22.0%、「自分や家族で精いっぱい、ほかの人の支援はできないと思う」の16.5%と続いており、何らかの誘導・支援ができるとの回答が7割を占めています。



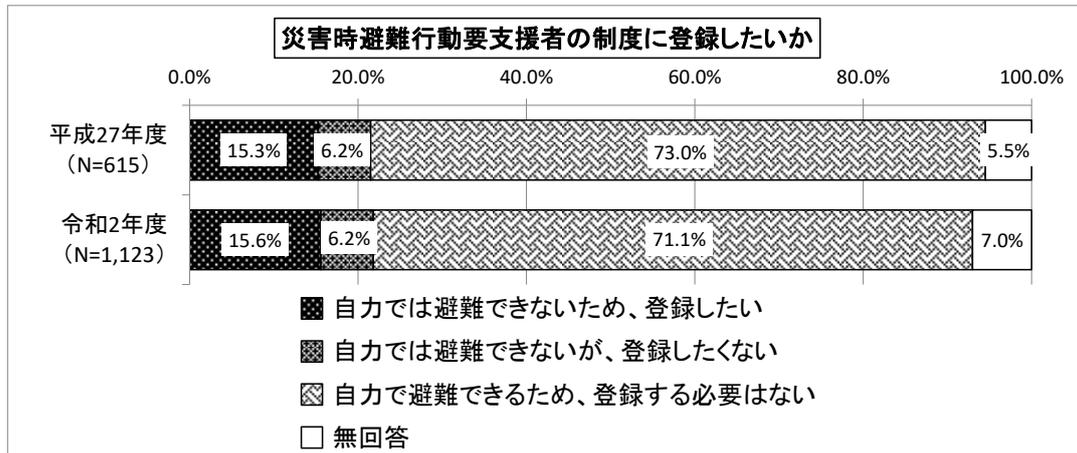
## 災害時の備え

災害に備えるために、地域で早急に必要だと思うことについては、「避難所や避難ルートの確保・整備」が39.9%で第1位、第2位は「日頃からのあいさつ、声かけやおつきあい」の32.1%、第3位は「危険な箇所の把握」の30.6%が上位となっています。



## 災害時避難行動要支援者登録

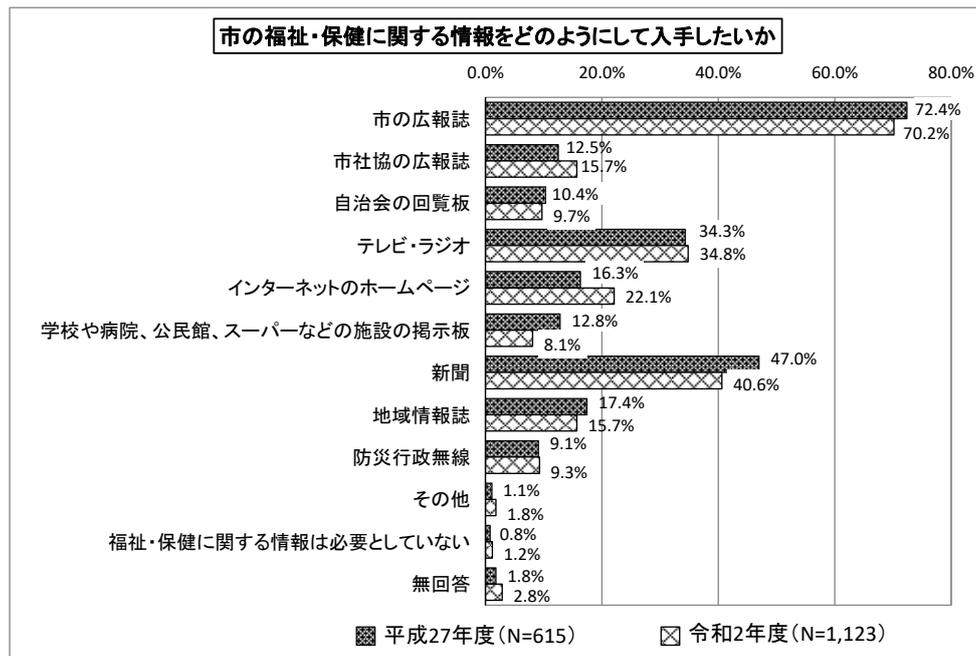
災害時避難行動要支援者の制度に登録したいかについては、「自力で避難できるため、登録する必要はない」が71.1%で最も多く、次いで「自力では避難できないため、登録したい」の15.6%、「自力では避難できないが、登録したくない」の6.2%となっており、登録希望者が約2割います。



## ⑤福祉に関する情報の入手方法や制度の認知度、行政への期待

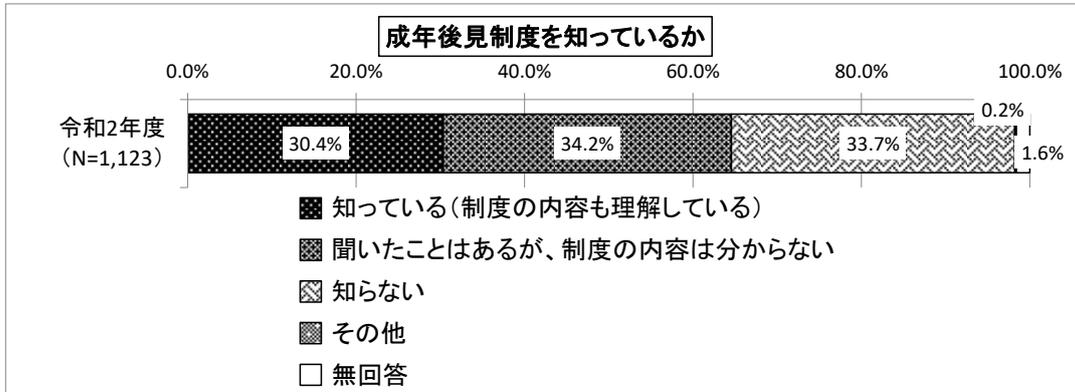
### 福祉・保健の情報入手

市の福祉・保健に関する情報をどのようにして入手したいかについては、「市の広報誌」が70.2%で第1位、第2位は「新聞」の40.6%、第3位は「テレビ・ラジオ」の34.8%が上位となっていますが、前回調査に比べ「インターネットのホームページ」を希望する方の割合も増えています。



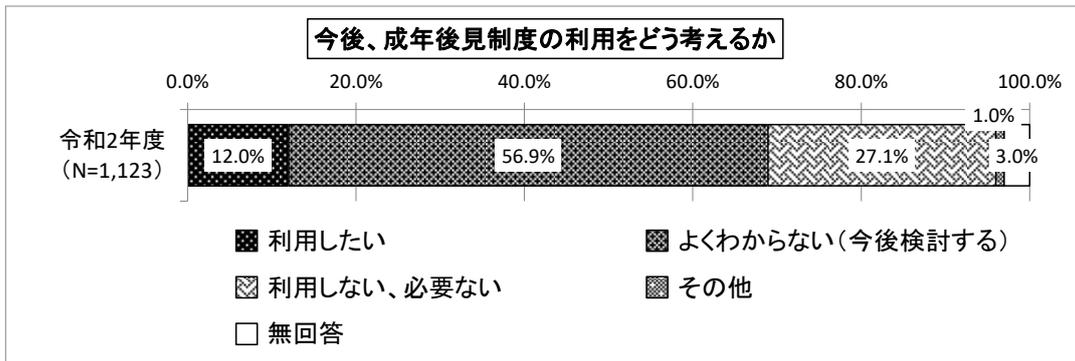
### 成年後見制度について

成年後見制度の認知度については、「聞いたことはあるが、制度の内容は分からない」が34.2%で最も多く、次いで「知らない」の33.7%、「知っている(制度の内容も理解している)」の30.4%となっており、制度の内容も認知している方は約3割となっています。



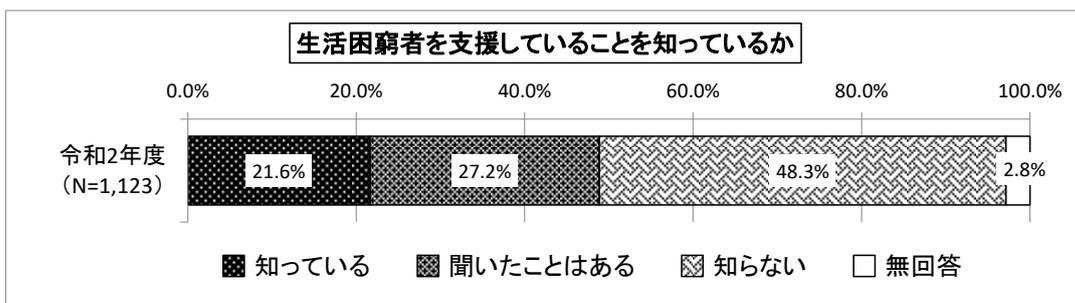
### 成年後見制度の利用

今後、成年後見制度の利用についてどう考えるかについては、「よくわからない(今後検討する)」が56.9%で最も多く、次いで「利用しない、必要ない」の27.1%、「利用したい」の12.0%となっており、今後必要に応じて利用を考えている方は約1割となっています。



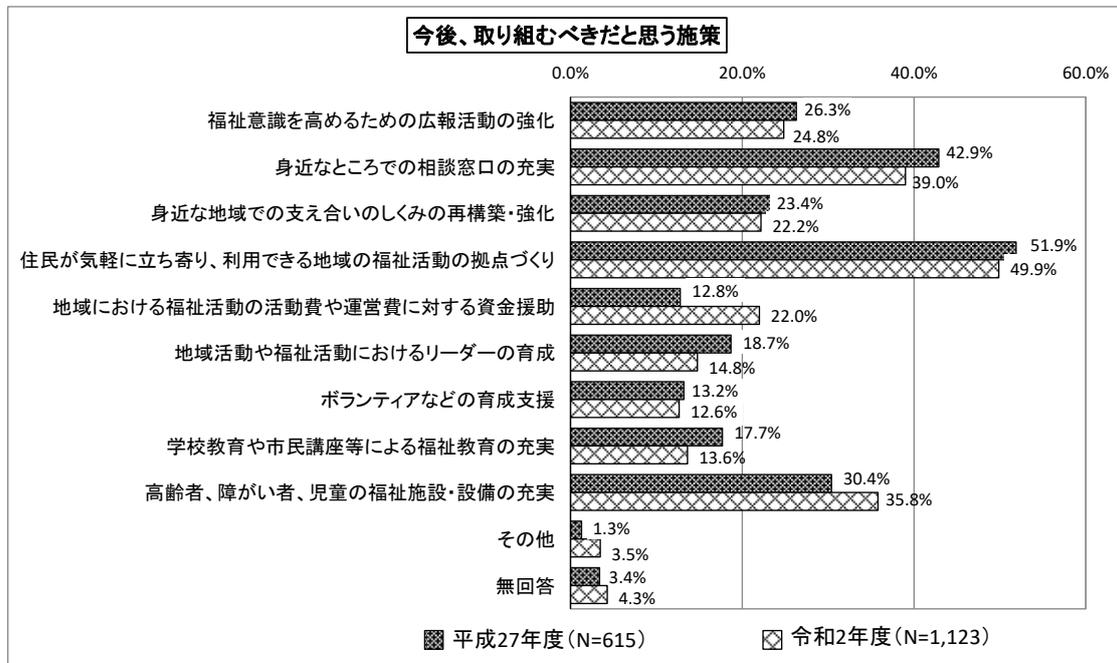
### 生活困窮者の支援

市役所及び福祉事務所が生活困窮者を支援していることを知っているかについては、「知らない」が48.3%で最も多く、次いで「聞いたことはある」の27.2%、「知っている」の21.6%と認知度が低い状況です。



## 優先的な施策

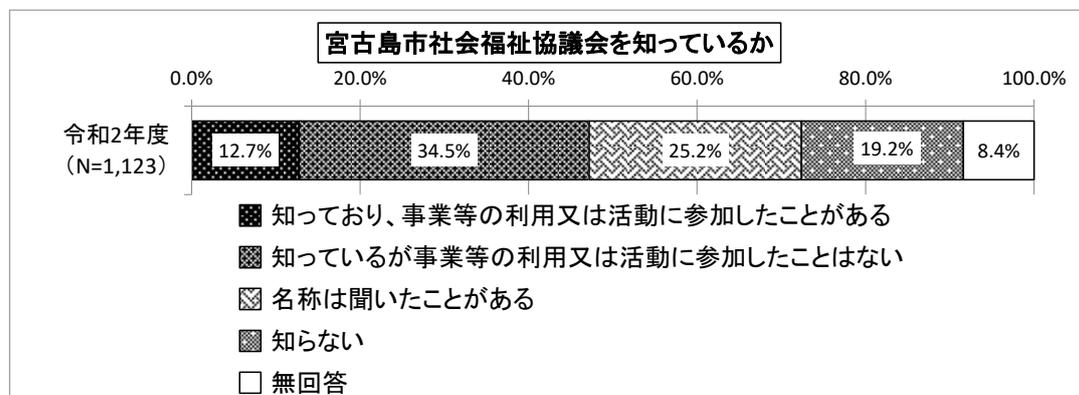
今後優先的に取り組むべき施策としては、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が49.9%で第1位、第2位は「身近なところでの相談窓口の充実」の39.0%、第3位は「高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」の35.8%が上位となっており、前回調査でも同様の結果となっています。



## ⑥社会福祉協議会及び民生委員・児童委員について

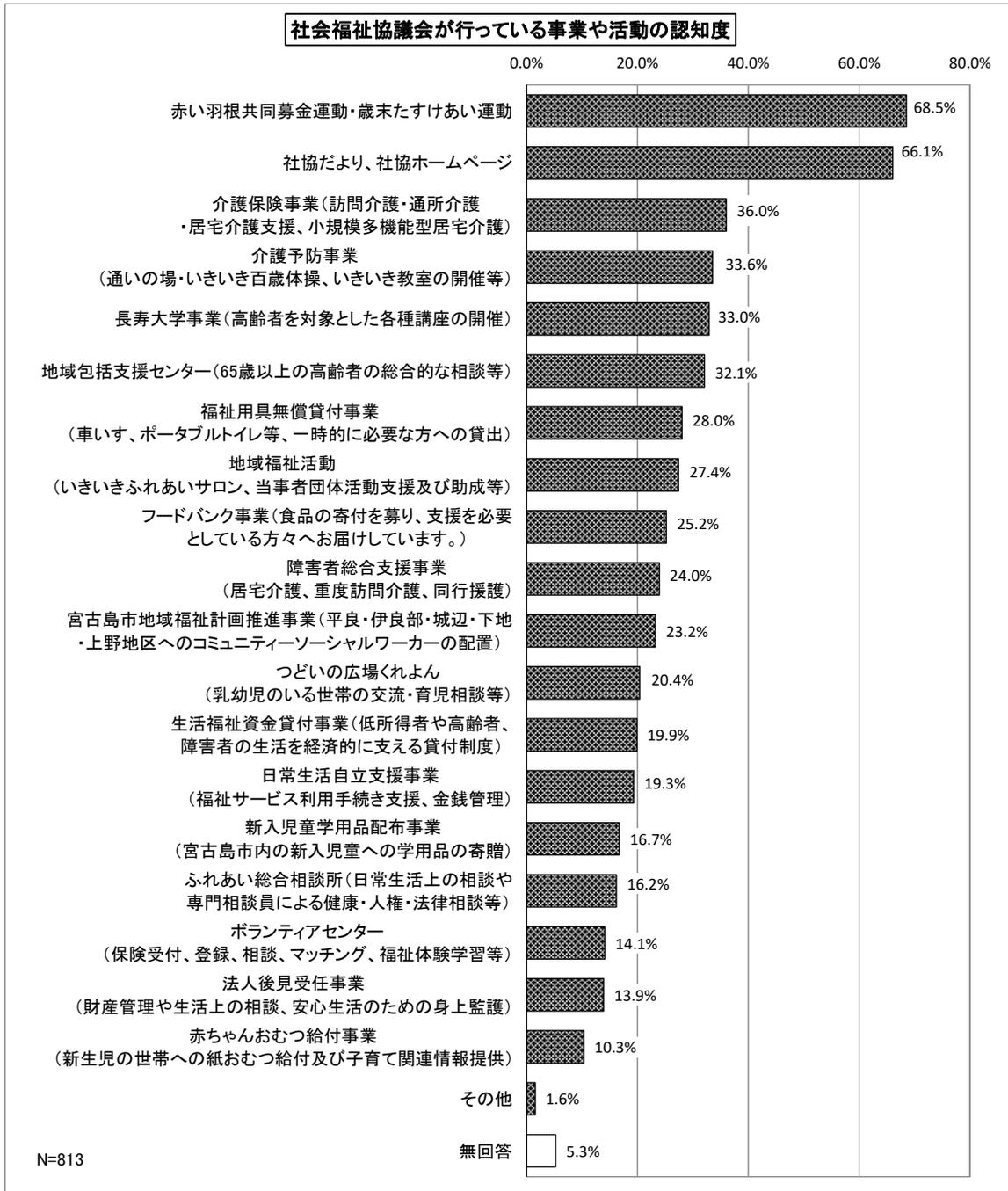
### 社会福祉協議会の認知度

「知っているが事業等の利用又は活動に参加したことはない」が34.5%で最も多く、次いで「名称は聞いたことがある」の25.2%、「知らない」の19.2%、「知っており、事業等の利用又は活動に参加したことがある」の12.7%と続いており、認知度は約5割程度となっています。



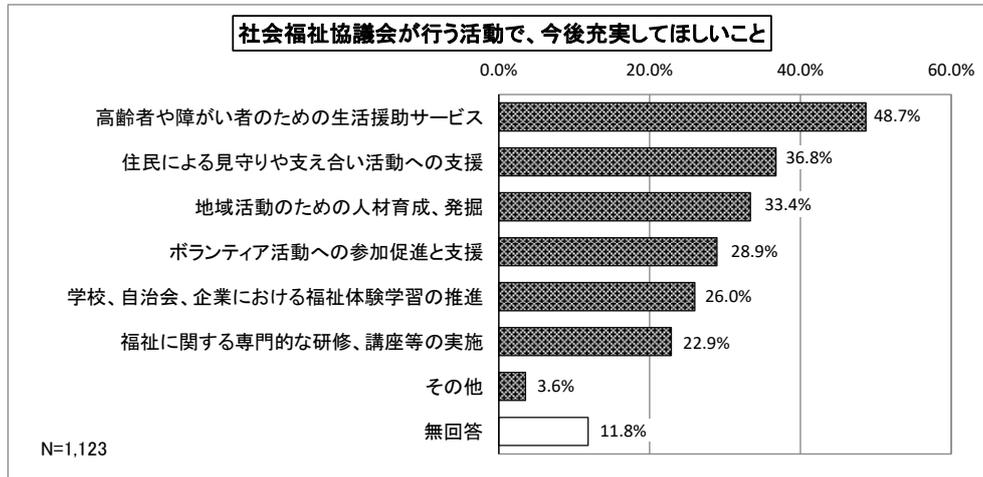
## 事業や活動について

社会福祉協議会が実施している事業や活動の中で知っているものは、「赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動」が68.5%で第1位、第2位は「社協だより、社協ホームページ」の66.1%、第3位は「介護保険事業（訪問介護・通所介護・居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護）」の36.0%と続いています。



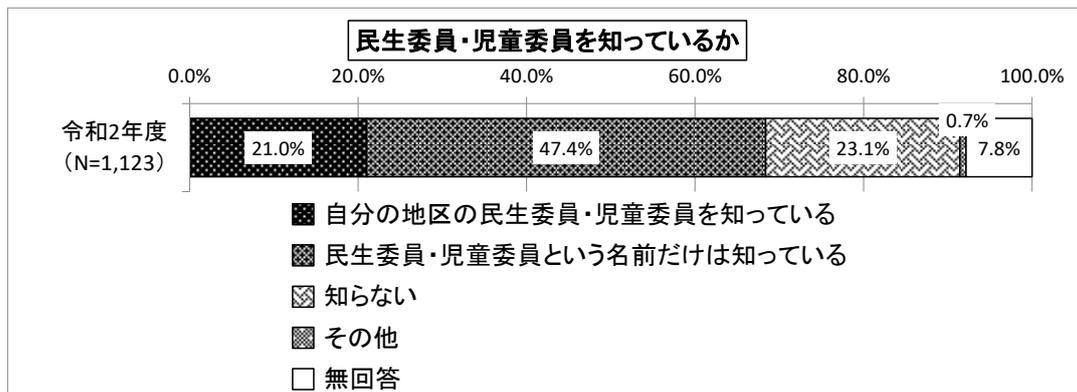
### 充実してほしい活動

社会福祉協議会が行う活動で、今後充実してほしいことについては、「高齢者や障がい者のための生活援助サービス」が48.7%で第1位、第2位は「住民による見守りや支え合い活動への支援」の36.8%、第3位は「地域活動のための人材育成、発掘」の33.4%が上位となっています。



### 民生委員・児童委員の認知度

「民生委員・児童委員という名前だけは知っている」が47.4%で最も多くなっており、次いで「知らない」の23.1%、「自分の地区の民生委員・児童委員を知っている」の21.0%と、自身の地区の民生委員・児童委員を知っている方は約2割程度となっています。



## ◆地区別で特徴のあった市民アンケート調査結果

市民アンケートでは、地区別の特徴をみるために大きく「平良」「城辺・下地・上野」「伊良部」の3地区に分けた整理を行った結果、概ね市全体の集計結果と同様の傾向となっていますが、地区別で特徴的な結果となった項目は以下の通りです（地域での助けあいに関する項目）。

### ●近所の方々とのつきあい

現在の近所づきあいで、「お茶を飲んだり助け合ったりなど、家の中まで行き来する、家族同様のつきあい」及び「玄関先などで簡単な頼みごとをしあうつきあい」など、日頃から助け合いが行われているのは、「伊良部地区」が4割と市全体の割合（28.4%）を大きく上回り、「城辺・下地・上野地区」についても、市全体の結果を上回っていますが、「平良地区」においては、15.5%と他の2地区に比べて大幅に低くなっています。

### ●住民同士の支え合いの変化

住民同士の支え合いの状況の変化については、「近所の方々との現状のつきあい」で、最も近所の方と助け合いが行われている「伊良部地区」において、「以前より希薄化している」と感じている方が多く、逆に「平良地区」及び「城辺・下地・上野地区」では以前よりも活発になってきているとの回答が多くなっています。

### ●ボランティアやNPOで活動したことはあるか

ボランティアやNPOでの活動状況について、「現在ボランティア活動をしている方」の割合は「伊良部地区」16.0%で最も多く、「平良地区」「城辺・下地・上野地区」10%未満となっています。

「以前は、していたが、現在はしていない」との回答についても、「伊良部地区」が29.7%で「平良地区」及び「城辺・下地・上野地区」に比べ10%以上高い割合となっています。

### ●災害時避難行動要支援者制度に登録したいか

災害時避難行動要支援者制度に登録したいかについて、どの地区においても「自力で避難できるため登録は必要ない」との回答が7割を占めています。

自力で避難できない方における登録の意向については、「平良地区」「伊良部地区」（13%台）に比べ「城辺・下地・上野地区」の割合（19.4%）が高くなっています。また、「自力で避難できないけども登録もしたくない」との回答割合についても、「城辺・下地・上野地区」の割合が高くなっています。

### 3. 団体等ヒアリングの概要

社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員協議会へ活動状況や課題などについて、意見（簡易アンケート）を伺いました。

各団体からの意見概要は以下のとおりです。

#### 【社会福祉協議会】

社会福祉協議会においては、地域福祉の推進の中核として、小地域ネットワークの展開をはじめ、様々な取り組みが実施されています。地域における活動の中心的な役割を担っている「生活支援コーディネーター」「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の視点からの地域の特徴・課題・今後の活動展開などは以下のようになっています。

##### <平良第一、第二地区>

- ・平良第一、第二に共通する特徴として、自治会がないところが多く、公民館がないなど、集まれる場所が少ないため、取り組みを進めるのが難しく、取り組みを進めるためには、展開方法など工夫する必要があります。

##### <城辺地区>

- ・高齢化が進み、支え合いが難しくなっています。
- ・地域福祉懇談会、小地域ネットワークに協力的な地域は課題や住民の生活実態を把握することができ、支援策を検討することができています。
- ・今後の展開としては、新地域での地域福祉懇談会、小地域ネットワーク協力員会議が開催できるように働きかけていきます。

##### <下地・上野地区>

- ・地域によって自宅から公民館の場所が遠く歩いていくには厳しい状況もあります。
- ・下地地区は、小地域ネットワーク事業が定着した地域であるが、高齢化が進み、協力員の世代交代や自治会活動にも支障が起きてきている地区が多くなっています。
- ・上野地区は、ホテルを中心にした観光エリアと自衛隊宮古島分屯基地が配置されたことにより、従来の上野地区と様相が変わってきています。人口も増え、学校生徒数も増加し、昔から住んでいる人と新しい住民とが混在している状況となっており、地域福祉懇談会の開催に向けた取り組みが課題となっています。

##### <伊良部地区>

- ・地域の繋がりがあり、隣近所の支え合いができています。
- ・独居の高齢者も目立ち、支援・関わりが必要な方が他地域に比べて多くなっています。
- ・高齢の親と障がいのある子どもの世帯など、本人たちが課題を認識していないため関わりが難しいケースなどもありその方々への対応が課題となっています。

### 【自治会】

小地域ネットワークを行っている自治会であることから、自治会活動においても清掃活動から防災訓練や見守り活動など多様な活動が行われています。

課題としては、高齢化の進展に伴う役員のなり手不足、人材育成を進めることが難しい状況となっています。

行政や社会福祉協議会等に対しては、各種情報提供の充実や自治会活動などへの支援（自治会での防災訓練などへの助言指導など）の要望があります。

### 【民生委員・児童委員協議会】

課題としては、アパートやマンションに住んでいる方の状況把握が難しいことや、地域で助けを必要としている方を把握するにも個人情報の問題で苦慮している状況となっています。また、自治会などと共通でなり手不足となっています。

行政や社会福祉協議会に対しては、地域福祉を推進するためにも、行政や社会福祉協議会、その他関係機関などとの意見交換などの機会の充実への要望があります。



## 4. 前計画の進捗・評価

### (1) 取り組みの進捗状況

第2次計画においては、2つの基本目標に23施策（取り組み）が位置付けられています。

基本目標1においては、12施策、基本目標2には11施策が位置付けられ、概ね計画どおりの取り組みが行われています。

一部施策においては、計画どおりの取り組みができなかった施策もありました。それら施策の課題等は以下のとおりです。

### 基本目標1：地域の福祉力の向上の支援

#### 【1. 支え合いの意識を高める取り組みの推進】

4つの施策のうち、「③あいさつ運動の実施」において、「あいさつ運動の日」の設定の取り組みが課題となっています。あいさつは、家庭、学校教育なども含めて基本的なことであることから、施策の見直しも検討します。

#### 【2. 小地域ネットワーク体制の充実】

5つの施策のうち、「③災害時における避難支援体制の強化」において、社会福祉施設を福祉避難所として設置するなどの取り組みは進められましたが、要支援者の個別計画の策定及び地域における避難支援体制が課題となっており、避難行動要支援者の個別計画への理解や支援者の確保、避難支援をするための地域における情報共有のあり方の検討が必要となっています。

#### 【3. 社会福祉協議会や関連団体等との連携強化】

ここでは、「①社会福祉協議会と一体となった取り組みの推進」「②民生委員・児童委員など保健福祉ボランティアとの連携強化」「③事業所間の連携強化」が位置付けられ、計画どおり取り組みが行われています。

### 基本目標2：地域における支援の仕組みづくり

#### 【1. 地域における相談支援体制の充実】

5つの施策のうち、「③地域における相談体制の充実」においては、身近な相談相手の人材の確保（民生委員・児童委員など）などに取り組みは進められていますが、相談機能の強化のための既存ネットワークの活動充実が課題となっており、多職種が連携するための機会の充実が必要となっています。「⑤新たな支援サービスの創設」においては、社会福祉協議会において「フードバンク事業」が開始されるなどの取り組みが行われていますが、地域住民をはじめ、福祉サービスの提供事業者等と連携した新たな支援サービス検討が課題となっています。

【2. 適切な情報提供の推進】

3つの施策のうち、「③各種相談員等を通じての情報提供の推進」において、母子保健推進委員をはじめ、各推進員の定例会などで情報提供や、各推進員への研修会への派遣などの取り組みは進められていますが、地域における情報提供体制を推進する役割を担う、自治会長や民生委員・児童委員など地域で身近に活動する方々への保健福祉サービスに関する研修会の実施が課題となっています。

【3. 権利擁護の仕組みの充実】

3つの施策のうち、「②日常生活自立支援事業の利用促進」及び「③宮古地域福祉権利擁護センターの充実支援」において、制度利用者の増加に伴い支援員の確保など支援体制の充実が課題となっています。

(2) 計画の成果目標の状況

第2次計画においては、基本目標ごとの各施策を展開していくことで、得られる効果を図る指標として市民意識調査の結果から以下の目標指標が設定されています。

第2次計画において掲げた目標について、すべての指標について目標達成には至っていない状況となっています。

しかし、「地域活動にほとんど参加していない市民の減少」「ボランティアや NPO 活動をしている市民の増加」については、目標に近い状況まで改善しています。

地域福祉の意識や推進に関する取り組みが市民等に根付いていくのは一朝一夕にはいかないことから、第3次計画においても、第2次計画の取り組みの蓄積を踏まえた取り組みが必要となっています。

| 基本目標  | 目標指標の内容                                 | 第2次計画 |       | 実績    |
|-------|---|-------|-------|-------|
|       |   | 現状    | 目標    |       |
|       |   | 平成27年 | 令和2年  | 令和2年  |
| 基本目標1 | ・地域活動にほとんど参加していない市民の減少                  | 57.2% | 50.0% | 51.9% |
|       | ・近所づきあいや住民同士の支え合いは、以前より活発であると感じている市民の増加 | 5.5%  | 10.0% | 5.0%  |
|       | ・ボランティアや NPO 活動をしている市民の増加               | 10.5% | 15.0% | 12.0% |
| 基本目標2 | ・CSWの活動内容を知っている市民の増加                    | 13.3% | 25.0% | 13.4% |
|       | ・住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の増加              | 49.1% | 55.0% | 48.0% |

## 5. 第3次計画策定に向けた課題

本市の現状、前計画の取り組み状況や市民アンケート、関係団体からの意見聴取、社会動向などを踏まえ、本計画で取り組むべきこととして、以下のように整理しました。

### ◆福祉に関わる人材の育成・確保

本市においては人口に占める高齢化率（人口に占める65歳以上割合）が26%を超えるなど、支援を必要とする人はこれからも増加することが想定されていることから、福祉に関わる人材の育成・確保が大きな課題となっています。

そのため、地域住民へ福祉に関する情報の提供・発信の充実に努めるとともに、福祉教育や研修会の実施など、住民一人ひとりが福祉の大切さを理解してもらう取り組みを推進し、担い手としての人材育成・確保に取り組む必要があります。

さらに、多様化する福祉課題に対応できるよう、地域福祉推進に関わる民生委員・児童委員などの団体の方々をはじめ、関係団体や関係機関の福祉関連の各専門職員、市及び社会福祉協議会の専門職員などの人材の確保及び研修・勉強会などの取り組みを充実させていく必要もあります。

### ◆地域活動へのきっかけづくりと活動の活性化

本市では、各地域において支え合いの活動をはじめ、さまざまな取り組みが推進されてきていますが、担い手の高齢化や固定化が進んでおり、今後の活動の維持・活性化へ大きな課題となっています。

アンケート調査においては、地域活動に参加していない方の参加していない理由として「仕事が忙しくて時間がないから」「どんな活動があるか情報が入ってこないから」との回答が多いことから、これらの方々を地域活動へつなげていくことが重要になります。

地域活動への関心を高めるため、実施されている地域活動に関する情報提供をはじめ、「防災」「高齢者支援」「子ども・子育て」など市民の関心の高い講演会の開催や、仕事が忙しくて時間がない方でもできる、「ちょっとした地域の困りごと」などを紹介するなど、地域活動への参加のきっかけづくりの充実が必要となっています。

また、現在活動を行っている方が、これからも地域活動へのやりがいが高まるよう、活動への支援も必要となっています。

## ◆多様化・複合化する生活課題への対応

超高齢社会（65歳以上の高齢者が人口の21%を超えた社会）への突入、生活スタイルや単身世帯の増加など家族構成等も大きく変化する中で、支援が必要な高齢者や障がいのある方などの増加をはじめ、介護者の高齢化、8050問題、社会的孤立や生活困窮、子どもの貧困問題等の生活不安から生きづらさを感じている方など、既存の制度や公的サービスでは十分に解決できない多様な生活課題への対応が求められています。

本市においても、実際に複合化した生活課題を抱える市民も見受けられ、複合的な課題への対応は今後も増えていくことが見込まれることから、深刻な状態になる前に対応ができるよう、相談窓口の案内やサービスなどの情報提供の充実も必要となっています。

本市においては、生活困窮に関する相談窓口の設置による相談体制の充実や行政の関係部局や社会福祉協議会、関係機関の連携は強化されつつありますが、今後も増加が予想される複合的な課題に対応するためには、地域福祉活動の拠点整備をはじめ、福祉・保健・医療、就労、教育、住まいなど各分野で横断的に取り組むことができる包括的な相談支援体制づくりに向けた検討を重ねる必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方



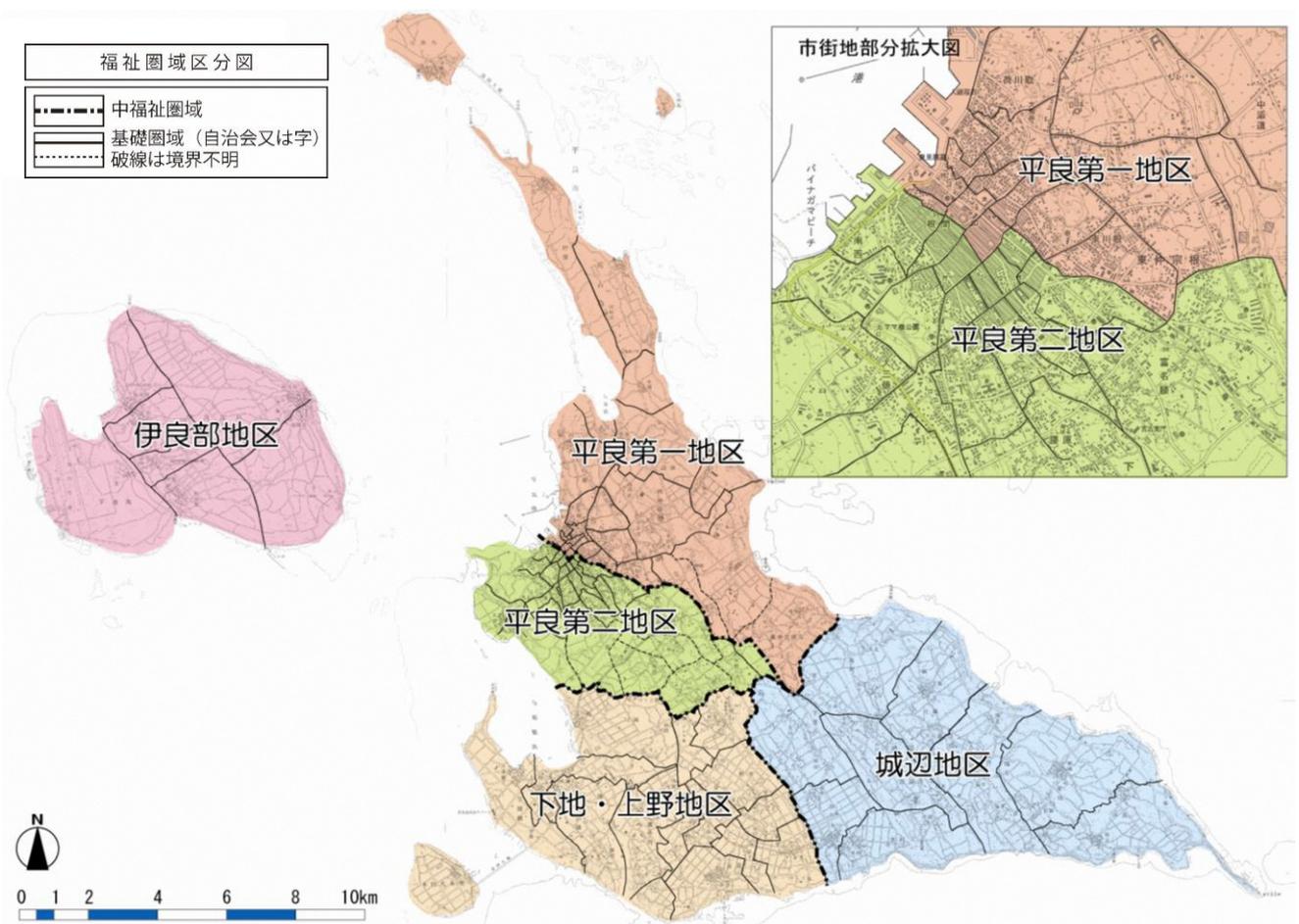
# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の圏域

宮古島市における地域活動の単位は、集落地域では公民館を中心とした行政区が基本となっており、自治会が結成されていない地域においてもそれぞれの行政区に行政連絡員や民生委員・児童委員等が配置されています。

そのため、今後も地域の支え合いによる地域福祉の推進は、行政区を基本に進めていくものとし、本計画における『基礎圏域』は行政区（自治会区）とします。ただし、自治会のない市街地などの行政区においては、行政区の広さや人口規模に応じて支え合い活動がしやすい範囲へと複数にわけると柔軟に設定できるものとし、

また、基礎圏域内のみで対応が難しい課題などに対して、基礎圏域を越えて近隣地域の様々な活動や支援が結びついて取り組みが行われる範囲を『中福祉圏域（民児協区）』とします。





## 2. 計画の推進にあたって

### (1) 地域福祉を推進するための視点

さまざまな地域課題に対して、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」の役割を持つ各主体が連携して地域課題へ対応することが重要となります。

本計画においての「自助」「互助」「共助」「公助」の役割と主体は以下のように位置付けます。

#### 【自助】

自分自身や家族で生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。

#### 【互助】

近所の方や自治会、地域活動団体等が互いに助け合って取り組むことを「互助」といいます。

#### 【共助】

社会福祉協議会や NPO、関係機関が連携して取り組むことを「共助」といいます。

#### 【公助】

行政機関が公的サービスなどを提供して支援することを「公助」といいます。

### (2) 各主体の役割

#### ◆住民に期待する役割

住民一人ひとりが地域社会を構成する一員であることを認識し、地域課題について「我が事」として住民同士で協力して解決に向けて取り組んでいくことが求められます。

そのため、日ごろから隣近所と交流し、地域で困っている人がいたら、声かけや手助けを行うことなどできる範囲での活動からはじめ、地域行事やボランティアなどの福祉活動に積極的に参加することを期待します。

#### ◆自治会、地域活動団体等に期待する役割

自治会をはじめ、ボランティアや NPO など地域で活動する団体は、地域の支え合いの担い手として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けた活動を展開しています。

地域の支え合いの担い手としての活動の充実を図るため、地域に関わりの少なかった住民などを巻き込むことをはじめ、関係団体や関係機関が連携して取り組みを推進することを期待します。

#### ◆社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条において、「地域福祉を推進することを目的とする団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核を担っています。

地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域住民をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア福祉関係者、その他関係団体や機関と参加・協働し、ボランティアの育成をはじめ、地域における見守り支え合い活動など、さまざまな地域福祉推進の活動を実施しています。

本市の地域福祉推進の中核として、取り組みのさらなる充実を図るとともに、行政と連携・協働により地域福祉の推進に取り組みます。

#### ◆行政の役割

行政は、地域福祉活動を推進するため、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの主体的活動と連携しながら、地域福祉活動を推進する仕組みづくりや基盤を整備するとともに、多様化する福祉ニーズへ対応するため、さまざまな分野を横断的につなげる役割を担っています。

そのため、公的な福祉サービスの実施をはじめ、必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会等の各種関係機関や団体との連携を図り、福祉活動の仕組みづくり・基盤整備に取り組み、本計画の基本理念・基本目標の実現を目指して施策を総合的に推進します。



### 3. 基本理念及び基本目標

#### (1) 基本理念

かつて、宮古島は、限られた島社会の中で、集落共同体を中心に地域社会を運営し、ともに支え合いながら、暮らしを営んできました。近年、宮古島市においては、集落から市街地への人口移動、市外への人口流出、他府県から市内への人口流入等により地域社会を構成する市民の多様化が進んでいます。

そうした中で、集落地域では、高齢化が進み、人と人との支え合いの維持が課題となっており、市街地では、地域活動の停滞により人と人との結びつきを支援する取り組みが必要となっています。これまでの集落共同体を基本とし、それを補完する取り組みを進めていく一方で、市街地においては、新たな共同体（支え合い）の構築が求められています。

また、成熟していく社会においては、個人や各種組織の役割が多様化細分化していることから、役割間を結びつけるような機能も必要となっています。このため、これまでの仕組みに新たな役割を加味した新たな支え合いの仕組みづくりを目指していくことが求められています。

したがって、集落地域では人と人の絆を保持し、市街地ではその絆を再生し、地域での新たな支え合いの仕組みをつくっていくことを目指し、計画の理念を以下の通りとします。

人（ぴど°）とう添（すう）い 結いぬ島（すま）みゃ〜く  
〜 明るいあいさつから始まるご近所づきあい 〜

※「人（ぴど°）とう添（すう）い」は宮古島の方言で、「みんなが寄り添って集う」の意味



## (2) 基本目標

### 基本目標 1： 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり

子どもから大人まで、より多くの住民が地域や福祉に関心をもち互いに助け合う関係をつくるのが大切です。また、地域の課題やニーズへ対応するためには、地域住民が主体的に課題解決に取り組む必要があることから、お互い様の気持ちを育むため、地域福祉に関する啓発活動や地域活動への参加のきっかけづくりとしての学習機会を提供し、地域福祉への意識の醸成を図ります。地域住民が気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組めます。

さらに、地域福祉活動をコーディネートする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある仕組みづくり（ひとづくり）に取り組めます。

### 基本目標 2： 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことです。

身近な地域での見守り・支え合いの活動をとおして、気になる人を把握し、孤立させないように市民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体などが相互に連携した支え合いの体制づくりに取り組めます。

また、多様な媒体を活用した情報の提供に努めるとともに、困った時にはいつでも、身近な地域において気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、今後も増加が予想される複合的な課題へ対応するために包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

### 基本目標 3： 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

障がいがある方でも、生活困窮状態になった方でも、その他生活課題により生きづらさを抱えている方などの支援を必要とする市民の誰もが、安心して住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送るための環境が整ったまちが、「誰もが安心して暮らしていけるまち」と考えます。

そのため、一人ひとりの権利が尊重され、支援が必要になった場合においても自立した生活を継続することができるよう、必要なサービスを適切に利用するための支援体制の充実を図ります。

## 4. 施策の体系

| 目標                     | 施策の方向                         | 施策  |
|------------------------|-------------------------------|---|
| 1 一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり | 1. 福祉意識の啓発と機会の充実              | (1) 地域福祉に関する意識の醸成<br>(2) 地域活動への参加のきっかけづくり                                 |
|                        | 2. 担い手となる人材の育成・確保             | (1) 地域福祉の担い手となる人材の掘り起こし・育成・確保<br>(2) コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保                |
| 2 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり  | 1. 地域で支え合う仕組みづくり              | (1) 小地域ネットワークの拡充・強化<br>(2) 民生委員・児童委員など関係機関等との連携強化<br>(3) 災害時の避難支援体制の整備    |
|                        | 2. 地域活動の活性化支援                 | (1) 自治会活動の活性化支援<br>(2) 地域関係団体等の活動支援<br>(3) 市街地などにおけるネットワークの構築             |
|                        | 3. サービス利用支援と質の向上              | (1) 情報提供体制の充実<br>(2) 地域における相談体制の充実<br>(3) 包括的な相談体制の充実                     |
| 3 誰もが安心して暮らしていけるまちづくり  | 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり | (1) 権利擁護の取り組みの充実<br>(2) 虐待の未然防止への対応                                       |
|                        | 2. 困難を抱えた市民への支援               | (1) 孤立しない、させない環境づくり<br>(2) 子どもの貧困対策<br>(3) 心の健康づくりの推進<br>(4) 安心して暮らすための支援 |

## 5. 目標指標の設定

本計画における目標指標は、何を何回行ったのかなどの活動量を目標値として示すもの（活動指標）ではなく、出来る限り、取り組みを実施したことによって生み出される成果を測ることができるもの（成果指標）とします。

また、「第4章 地域福祉の取り組み（各論）」については、基本目標ごとに主な取り組みの指標を位置づけました。

| 基本目標  | 目標指標の内容                                 | 根拠資料   | 現状              | 目標              |
|-------|---|--------|-----------------|-----------------|
|       |   |        | 令和2年<br>(2020年) | 令和7年<br>(2025年) |
| 基本目標1 | ・地域活動にほとんど参加していない市民の減少                  | 市民意識調査 | 51.9%           | 45.0%           |
|       | ・近所づきあいや住民同士の支え合いは、以前より活発であると感じている市民の増加 |        | 5.0%            | 8.0%            |
| 基本目標2 | ・ボランティアやNPO活動をしている市民の増加                 |        | 12.0%           | 15.0%           |
|       | ・CSWの活動内容を知っている市民の増加                    |        | 13.4%           | 18.0%           |
| 基本目標3 | ・住んでいる地域を「住みよい」と考えている市民の増加              |        | 48.0%           | 53.0%           |
|       | ・成年後見制度を知っている割合の増加                      |        | 30.4%           | 35.0%           |

## 第4章 地域福祉の取り組み（各論）



## 第4章 地域福祉の取り組み（各論）

### 基本目標1：一人ひとりが福祉の担い手となるひとづくり

#### 【取り組み指標】

| 指標項目      | 現状<br>(基準値) | 目標<br>令和7年度 |
|-----------|-------------|-------------|
| ボランティア登録数 | 106名        | 130名        |

### 1. 福祉意識の啓発と機会の充実

#### (1) 地域福祉に関する意識の醸成

##### ＜取り組みの基本方針＞

市民一人ひとりが、身近な問題として地域の課題や困りごとに対し関心をもち、「我が事」として考え、行動する「お互いさま」の心を育むことが重要です。

そこで、市民が福祉を身近に感じるきっかけとなるよう、地域福祉に関する啓発活動や福祉教育などの充実に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 市や社会福協議会等から提供された広報誌やホームページなどに目をとおしましょう。
- ② 福祉教育等の学習の場に参加するようにしましょう。
- ③ 地域や福祉に関して学んだことを、できることからはじめてみましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関と協力して、福祉教育などの学習に参加し、福祉に関する理解を深めましょう。
- ② 若い世代や働きざかりの方々の地域活動等への関心を高める取り組みを図りましょう。
- ③ 関係機関と連携し、福祉教育環境を充実させる取り組みを進めましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

| 取り組み内容   |
|--|
| ＜福祉に対する意識を高める取り組み＞   |
| ① 「社協だより」やホームページ上などで、福祉に関わる情報や地域の活動の状況を継続して提供します。                    |
| ② 児童・生徒から一般市民までを対象としたボランティア養成講座の開催やボランティア活動等の研修会（ボランティア連絡会）を継続強化します。 |
| ③ 『認知症地域支援推進活動』により学校や企業団体に向けた認知症に関する講話や勉強会を実施します。                    |
| ④ 学校・企業・団体へ向けてハンディキャップ体験学習を実施します。                                    |
| ⑤ 住民へ向けて、福祉に関する映画上映会を実施します。  |

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課   |
|--|-------|
| ① 市民の福祉や地域活動への関心が高まるよう、広報みやこじま、市ホームページ、行政チャンネル等の多様な伝達手段を活用し、地域福祉の考えや本地域福祉計画の周知を図ります。 | 福祉政策課 |
| ② 上記の多様な情報媒体や民生委員、老人クラブ等の地域活動団体を通じて、各地域で頑張っている活動の紹介を行うなど、地域福祉に関連する各種情報の提供を進めます。      |       |



## (2) 地域活動への参加のきっかけづくり

### <取り組みの基本方針>

地域において、助けあいの輪を広げていくのは、日ごろから隣近所や地域の様々な人と知り合い、交流し、お互いを理解し、地域に関心をもつことが大切です。

そこで、これまで地域活動に参加できなかった人々が地域へ関心をもち、地域活動への参加につながるよう、地域活動の情報提供をはじめ、交流できる機会の充実を図るとともに、誰もが参加しやすい雰囲気づくりを進めます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 日頃から、あいさつを交わし、顔見知りとなる人の輪を広げましょう。
- ② 地域や市民同士の交流機会に積極的に参加しましょう。
- ③ 地域行事や祭りなどのイベントへ積極的に参加しましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 自治会や地域の団体の活動や行事、イベントなど日ごろから住民同士が交流できる機会をつくりましょう。
- ② 転入してきた新たな住民に対し、積極的に声をかけ、地域等になじめるように支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<ボランティア活動推進のための環境整備>

- ① 社会福祉協議会のホームページや広報誌などで、地域活動やボランティア活動などの情報提供を行います。
- ② 赤い羽根共同募金の活動などの事業を通して、地域への参加のきっかけや福祉意識の啓発活動等の継続実施と地域活動に助成される仕組みを検討します。
- ③ 年齢や障がいの有無にかかわらず、多様な人が地域活動やボランティア活動などに参加できるよう支援します(フードバンク事業、サマーボランティアなど)。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課   |
|---|-------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 地域で行われている活動の情報提供に努めます。</li><li>② 市民の関心の高い、高齢者や子育て支援、防災・防犯などの講演会や活動を、地域で展開し地域で交流するきっかけを創出します。</li><li>③ 若い世代が地域に親しみ、貢献する意識を高める啓発活動や事業を支援します。</li><li>④ 障がい者(児)の保護者・家族間の交流の場の開設や交流機会の拡充等の交流事業を通して、多様な人々がふれあう機会の充実に努めます。</li></ol> | 福祉部各課 |

## 2. 担い手となる人材の育成・確保

### (1) 地域福祉の担い手となる人材の掘り起こし・育成・確保

#### <取り組みの基本方針>

地域福祉を推進していくには、お互いに支え、支えられる地域となることが重要です。市民が、できることから地域福祉の担い手として行動できるよう、福祉や地域を知り、行事などに参加交流した次の段階へ進み担い手へとつなげるため、ボランティアに関する情報提供や講座の開催などの機会をつくり、潜在的な人材の掘り起こし、福祉人材の育成と確保に向けた取り組みを進めます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 地域活動やボランティア活動の情報を収集し、やってみたい活動を見つけましょう。
- ② 各種研修会や講座などに積極的に参加しましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① ボランティアサークルや組織等と連携した活動を行いましょ。
- ② 自分に合ったボランティア活動ができるように、養成講座などに参加し、地域福祉の担い手として協力しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<地域福祉活動における協力者の育成・確保に関する事業>

- ① 地域住民を対象としたボランティア養成講座を開催し、いきいきふれあいサロンや通いの場事業等にかかわるリーダーの養成に向けて取り組みます。
- ② ボランティアセンターでボランティアをやりたい方(団体)の登録・利用希望者のニーズ把握を行い、それぞれのボランティアニーズに合わせたマッチングを実施し、市民がボランティア活動(利用)に積極的に参加できるよう支援します。

#### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課   |
|--|-------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉協議会や福祉関係団体と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>② 保健福祉ボランティア各団体の活動の様子を市民に広く周知し、活動に対する理解を深めてもらうとともに、新たな担い手の掘り起こしの手法を研究し、確保に努めます。</li> <li>③ 関係機関等と連携し認知症サポーター、ゲートキーパーなどの養成・確保に取り組みます。</li> <li>④ 社会福祉協議会や地域と連携し、地域でのちょっとしたお手伝いができるよう地域人材の掘り起こしと、お手伝いの機会を創出します。</li> </ol> | 福祉部各課 |

## (2) コミュニティソーシャルワーカーの養成・確保

### <取り組みの基本方針>

市民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用したネットワークを形成し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みをつくることが大切です。

コミュニティソーシャルワーカーは、住民同士が支え合う活動の支援をはじめ支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなど、重要な役割を担っていることから、多様な地域資源の組み合わせによる包括的な支援のコーディネート機能の向上を図るための取り組みを進めるとともに、そのための資質向上に向けた研修等を実施します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- ② コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域におけるコミュニティソーシャルワークを推進するコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図りましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<コミュニティソーシャルワーカーの育成と相談機能の強化>

- ① 中福祉圏域(5圏域)を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、一層の充実に努めます。
- ② コミュニティソーシャルワーカーの資質向上及び、地域での相談支援機能向上のための研修会への積極的な参加を行い、地域への支援向上に努めます。
- ③ 地域の課題解決への取り組みのため、福祉先進地域への視察や情報交換等交流を積極的に行い、必要なサービスの実施につなげていきます。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課   |
|--|-------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① コミュニティソーシャルワーカーの配置等に関する支援を行います。</li><li>② コミュニティソーシャルワーカーについて、身近な相談支援に対応するとともに、複合的な福祉課題に対し支援が行えるよう、更なる技術等の向上のための支援を行います。</li><li>③ 協議体との連携や生活支援コーディネーター等と連携した支え合いの仕組みづくりに取り組みます。</li></ol> | 福祉政策課 |

## 基本目標2：地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり

### 【取り組み指標】

| 指標項目           | 現状<br>(基準値) | 目標<br>令和7年度 |
|----------------|-------------|-------------|
| 小地域ネットワークの立ち上げ | 21箇所        | 26箇所        |

## 1. 地域で支え合う仕組みづくり

### (1) 小地域ネットワークの拡充・強化

#### ＜取り組みの基本方針＞

小さな変化を見逃さず気になる人に声をかけ、支援を必要とする人を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく住民相互の見守り・支え合いのかたちをつくることが重要であることから、市民の身近な生活圏域である範囲を基本に、地域の支え合いによる小地域ネットワークの構築に向け、取り組みを拡充・強化します。

なお、取り組みを推進するにあたっては、個人情報等に配慮した要支援者の把握と情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 市や社会福祉協議会等から提供される情報を確認しましょう。
- ② 地域で取り組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。(再掲)

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域福祉懇談会や小地域ネットワークへ参加しましょう。
- ② 活動の一環として、日常的な見守り活動に協力しましょう。

## 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

### 取り組み内容

＜地域における住民同士の支えあいの推進＞

- ① 地域福祉懇談会の開催にあたり、モデル地区を設定し、定期的な開催に取り組みます。
- ② モデル地区以外についても、それぞれの地域が抱える課題・福祉ニーズの把握を行い、住民間の課題に対する意識共有ができるよう、地域福祉懇談会の開催に取り組みます。
- ③ 地域福祉懇談会の開催にあたっては、地域の様々な集会等を活用するなど地域の状況に柔軟に対応していきます。
- ④ 小地域ネットワークの設置に向けて見守り活動などの支援を強化します。
- ⑤ 既存（21箇所／令和元年現在）の小地域ネットワークの支え合い活動や、宮古島市老人クラブ連合会が主体となり実施している地域の一人暮らし高齢者への見守り活動等、既存の活動やネットワークの強化を図ります。
- ⑥ 住民の集う場に出向き、支え合い活動の推進に取り組みます。
- ⑦ いきいきふれあいサロン等を活用した小規模団体での懇談会や意見交換会を通して、支え合い活動の啓発を推進します。
- ⑧ 通いの場事業やいきいき百歳体操の小規模団体を活用し、地域の課題解決に向けて関係機関とともに取り組みます

## 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課   |
|--|-------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域福祉懇談会の開催について、社会福祉協議会との緊密な連携のもと、開催を支援します。</li> <li>② 一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者（児）、子育て中の親子、生活困窮者等、支援を必要とする市民を地域（自治会）で見守り、支え合う小地域ネットワークの周知活動を行います。</li> <li>③ 小地域ネットワークの周知活動を行うとともに、市民が主体となっていて行っている高齢者の居場所づくり（サロン・通いの場）等の活動についても紹介していきます。</li> <li>④ 小地域ネットワークの取り組みを推進していくにあたって、個人情報等に配慮した情報共有等のあり方を検討します。</li> </ol> | 福祉政策課 |

## (2) 民生委員・児童委員など関係機関等との連携強化

### <取り組みの基本方針>

民生委員・児童委員は地域において住民の生活上のさまざまな相談に応じながら、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認など重要な役割も担っています。また、地域を支える仕組みづくりを推進していくには、各種地域団体、NPO等の福祉関連組織や事業所との協働が重要となることから、これら関係機関と連携強化を図り、宮古島の地域福祉の推進に取り組めます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員の方を覚えましょう。
- ② 地域の一員として、各種団体等とのつながりを持つようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 各種団体が協働・連携して福祉活動を推進するための関係づくりを支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<民生委員・児童委員協議会等とのより密接な取り組みの推進>

- ① 社会福祉協議会と民生委員・児童委員協議会と共同事業を行うことで連携を図り、その活動を通して地域課題や支援が必要な世帯の支援につなげていきます。
- ② 地域の支援が必要な世帯への訪問や声掛けをとおして、地域から孤立することがないよう、声掛け見守りへの取り組みを進めていきます。
- ③ 各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。

## 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課            |
|--|----------------|
| <p>① 民生委員・児童委員、健康づくり推進員、母子保健推進員、食生活改善推進員等の活動の活性化に向け、ニーズに応じた適切な研修機会を充実し、更なる技能の向上を支援します。</p> <p>② 福祉関連事業所間の情報共有及びサービス向上を図るため、各分野における連絡会等の場の充実を促進するとともに、情報交換等を通じて住民の実態及びニーズを把握していきます。</p> <p>③ 限りある資源の中、市民の複合的な福祉ニーズに対応する多様なサービスが提供できるよう、提供事業者等の育成、確保を図ります。</p> <p>④ 新たなサービスや支援の創出につなげるため、異業種間の連携（例：〇〇地区精神障害者連絡会）が円滑にとれるよう既存組織を活用した仕組みの充実を図ります。</p> | 福祉部各課<br>健康増進課 |



### (3) 災害時の避難支援体制の整備

#### <取り組みの基本方針>

災害が発生した場合、住民同士が助け合いながら、避難などに対応していくことで、住民一人ひとりの生命や財産などを守ることができます。本市においても自主防災組織が結成され、地域の防災力の向上に取り組んでいる地域もあります。

今後は、災害時の避難支援体制の充実を図るため、避難行動要支援者の個別計画の作成を促進するとともに、自主防災組織と連携した取り組みを推進します。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 日ごろから、隣近所に住む高齢者などにあいさつし、顔見知りになりましょう。
- ② 防災に対する正しい知識を身につけるための活動や講演会などに参加するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 地域や関係機関と連携し防災訓練に参加するなど、自主防災意識を高める取組みを進めましょう。
- ② 関係機関と連携し、避難行動要支援者について日ごろからの声かけ・見守りを行いましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<防災関係団体との連携づくりと要支援者への支援の強化>

- ① 行政と連携し要支援者リスト作成に協力します。
- ② 防災訓練等への参加や災害対策研修を実施するほか、地域の企業・団体等との連携を強化しながら災害時の対応に備えます。
- ③ 災害が発生した場合において、被災者への早期支援と安定したボランティア活動支援が行えるよう体制づくりを行います(災害ボランティアセンター設置など)。
- ④ 災害対策関係マニュアルを確認し改正が必要な部分は随時改正し現状に合わせた対策マニュアルとします。

## 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課   |
|---|-------|
| <p>① 「宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自治会単位や班単位等、住民の生活圏域内を基本とした支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>② 緊急時の避難支援や安否確認に備えるため、地域における日常的な声掛けや見守り活動等の強化を促進します。</p> <p>③ 社会福祉施設等に協力を呼びかけ、福祉避難所を確保します。</p> <p>④ 避難行動要支援者の個別計画の策定を推進します。</p> <p>⑤ 防災訓練の際には、市民や自治会をはじめ、福祉関係事業所、地域活動団体などへ積極的な参加を促します。</p> | 福祉部各課 |



## 2. 地域活動の活性化支援

### (1) 自治会活動の活性化支援

#### <取り組みの基本方針>

自治会活動が活性化することは、日ごろからの見守りする力が高まり、住民が地域の中で安心して暮らしていける地域づくりにつながることから、自治会活動の活性化を図ることが重要となります。

自治会において、多様な活動が行われており、各地域独自の活動を通して地域の魅力を発揮し、住んでいる住民同士で支え合う地域づくりを推進するため、自治会活動の活性化に向けた支援を行います。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 地域や自治会を理解し、関心を持つようにしましょう。
- ② 自治会活動の内容を理解し、自治会へ加入するようにしましょう。
- ③ できる範囲で、自治会活動に参加するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 自治会独自のできる範囲での地域づくりに関する取り組みを企画し、実践してみましよう。
- ② 住民の関心が高いイベント開催などに協力しましょう。
- ③ 子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に顔を出しやすい自治会づくりを考えましよう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<住民同士のつながりを深める活動の推進>

- ① 自治会活動の支援・協力を行い、住民同士が交流をもてる活動への支援を行います。
- ② 地域活動のための用具や備品の貸し出しを行います。

#### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課            |
|---|----------------|
| ① 自治会が取り組む事業やイベント開催などの支援を行います。<br>② 活性化している自治会活動の先進事例を紹介するなど、地域独自の地域づくりへの情報提供を行います。 | 福祉政策課<br>地域振興課 |

## (2) 地域関係団体等の活動支援

### <取り組みの基本方針>

地域福祉を推進するには、本市において担い手となり地域の支え合い活動をしている自治会、子ども会育成連絡協議会、青年団協議会、老人クラブ連合会、婦人連合会などの各種団体の活性化を図ることが重要になることから、これら各種団体が、その特性を十分に発揮した地域活動を通して地域の福祉に貢献できるように組織基盤の強化や活動に対する支援を行います。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 団体の活動や事業に協力するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域の各種団体等が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょ。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<地域における関連組織・団体の活動推進に関する支援>

- ① 老人クラブや障がい者等の当事者団体等へ活動助成を行う他、行事等への参加協力を通して活動強化と団体の目的達成を支援します。
- ② 地域で活動するボランティア団体へ活動助成を行う他、ボランティア募集やマッチング、ボランティア保険の加入事務等を通して活動強化と団体の目的達成を支援します。
- ③ 老人福祉センター等を利用した関係団体の活動を支援します。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課            |
|---|----------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 市民に対し、各種団体の活動内容をわかりやすく提供します。</li><li>② 活動に対する助成支援を行います。</li><li>③ 新たなボランティア団体等（子どもの居場所など）の活動を支援します。</li></ol> | 福祉部各課<br>地域振興課 |

### (3) 市街地などにおけるネットワークの構築

#### <取り組みの基本方針>

市街地を中心として、自治会などの地縁組織のない市街地や自治会機能が低下している地域においては、地域の個人商店、サークル・ボランティア団体などの地域資源と連携し、小地域ネットワーク事業等を通じて地域の特性に応じたネットワークの構築に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 団体の活動や事業に協力するようにしましょう。(再掲)

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関や団体等が、行う見守り活動に参加しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<地域における福祉ネットワークづくりの推進>

- ① 地域の課題や要支援者に関わる環境から小規模なネットワークを構築します。
- ② いきいきふれあいサロン等を活用した小規模団体での懇談会や意見交換会を通して、見守り活動の啓発を推進します。(再掲)
- ④ 地域の企業・団体等と連携した見守り活動に取り組みます。

#### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課   |
|---|-------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 小グループ単位でのコミュニティ活動の支援を行います。</li><li>② 高齢者等を対象とした「地域包括ケアシステム」や「地域自立支援協議会」(障がい者(児)を対象)、「要保護児童対策地域協議会」(児童を対象)などの様々な目的をもった連携体を有機的に活用した支援を行います。</li></ol> | 福祉部各課 |

### 3. サービス利用支援と質の向上

#### (1) 情報提供体制の充実

##### <取り組みの基本方針>

支援を必要としている人に対し、必要とする福祉サービスなどの情報を的確に届けることが大切になることから、多様な媒体を活用した情報提供をはじめ、地域で情報が得られるしくみや情報共有ができる機会の充実を図るとともに、情報を必要とする人に対して、情報が伝わりやすいように工夫を行います。

##### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

###### 期待する活動

- ① 市や社会福祉協議会などの広報誌やホームページなどで知りたい情報があるか確認してみよう。
- ② 自治会や民生委員・児童委員などから知りたい情報について聞いてみましょう。

##### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

###### 期待する活動

- ① 地域の情報発信の場をつくりましょう。

##### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

###### 取り組み内容

###### <広報啓発活動の充実>

- ① 社会福祉協議会のホームページを通じた情報の発信を図ります。
- ② SNS を活用した情報の発信を図ります。
- ③ 広報誌の発刊による社会福祉協議会の活動の周知を図ります。
- ④ 新聞・テレビ・ラジオ等メディアを活用した情報の発信を図ります。

##### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課                      |
|--|--------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 多様な媒体を活用した情報提供に努めるとともに、福祉に関する情報を一元化し、全ての市民に分かりやすい内容で市民の情報提供が行えるよう、「宮古島市福祉便利帳」の更新・啓発を行います。</li><li>② 地域で活動する市民を通じて各種の情報提供がなされるよう、自治会長、民生委員・児童委員、母子保健推進員等に対し、保健福祉サービスに関する研修会等を進めます。</li><li>③ 視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方に対しては、音声・要約筆記等による情報提供や手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化に努めます。</li></ol> | 福祉政策課<br>障がい福祉課<br>健康増進課 |

## (2) 地域における相談支援体制の充実

### <取り組みの基本方針>

市民一人ひとりにあった相談や支援に応じられるよう、各種専門職とコミュニティソーシャルワーカーとの連携による相談支援を充実するとともに、身近な相談相手となる民生委員・児童委員等の人材の確保に努めます。

また、既存福祉関連施設などを身近な相談交流拠点として活用を推進します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 地域で気軽に相談できる場所を確認するようにしましょう。
- ② 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 必要な相談窓口が、どこなのか情報共有し、利用について確認しましょう。
- ② 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<職員体制の整備と資質向上への取り組みの充実>

- ① 市内4地区(平良・城辺・伊良部・下地上野)にふれあい総合相談センターを設置し、地域住民からの相談の対応に努めます。
- ② 民生委員・児童委員や自治会等の地域組織と、専門的な支援を行う専門の相談員(例:包括支援センターや相談支援事業所等)との連携を強化し、支援が必要な市民の発見や相談支援の充実を図ります。
- ③ 医療・法律・人権等の専門相談員による、より専門的な相談への助言等を行います。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課            |
|---|----------------|
| ① 身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりを推進します。 | 福祉部各課<br>健康増進課 |
| ② 小地域ネットワークづくりへの支援の充実により、地域で顔の見える関係づくりを推進します。         |                |
| ③ 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や母子保健推進員、介護相談員など人材の確保に努めます。   |                |

### (3) 包括的な相談体制の充実

#### <取り組みの基本方針>

子ども・子育て、高齢者介護や生活困窮などの支援を必要としている人の抱える問題が複合的である場合や、制度の狭間になっている場合など、対応が難しいケースについて適切なサービスや支援につなげられるような対応が行えるよう、相談支援体制の充実や複数の窓口にいかなくても必要な相談支援が受けられる相談窓口機能の充実が求められています。

そのため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、生活困窮者自立支援員、児童自立支援員、女性相談室、家庭児童相談室など、それぞれの分野において相談を受け付け、各課、社会福祉協議会など各関係機関と横断的な連携する中で、包括的な相談支援のあり方を検討します。また、その中で必要に応じて新たなサービスについても検討し創出していけるよう取り組みます。

さらに、地域共生社会の実現を目指し、高齢者だけでなく、子どもや障がいのある方などあらゆる課題にも支援が行える、対象にとらわれない包括支援体制の構築に向けた取り組みを検討していきます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 困った時には支援を求める声をあげるようにしましょう。(再掲)

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 民生委員・児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。(再掲)

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<多職種連携による支援体制の構築>

- ① 単独で解決が困難な課題について、各関係機関との多職種連携を通し、専門性を補い合いながら切れ目のない支援を行います。
- ② 多様なニーズに応えるため、地域住民をはじめ、関係機関や事業所等と連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。
- ③ 包括的な相談支援体制の構築について、行政と連携・協働しながら推進します。
- ④ 対象にとらわれない包括支援体制の構築に向けて行政と協力して検討していきます。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課                     |
|---|-------------------------|
| <p>① 障がい者自立支援協議会、地域ケア推進会議などで関係者間の連携を促進します。</p> <p>② 地域の既存の取り組みでは対応しきれない多様なニーズに応えるため、社会福祉協議会をはじめ、関係機関や団体・事業所などと連携協力し、新たな支援サービスの創設を検討します。</p> <p>③ 関係機関等と連携・協働し、分野を超えた包括的な相談支援体制（ネットワーク型）の構築に努めます。</p> <p>④ 対象にとらわれない包括支援体制（相談・参加支援・地域づくり）の構築に向けた取り組みを検討していきます。</p> | 福祉政策課<br>福祉部各課<br>健康増進課 |



## 基本目標3：誰もが安心して暮らしていけるまちづくり

### 【取り組みの評価指標】

| 指標項目              | 現状<br>(基準値) | 目標<br>令和7年度 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 成年後見制度利用促進基本計画の策定 | -           | 策定          |

## 1. 子どもや高齢者、障がい者などの権利を守る仕組みづくり

### (1) 権利擁護の取り組みの充実

#### <取り組みの基本方針>

子どもや判断能力が十分でない状態の高齢者、障がいのある方の権利が侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利を尊重し擁護するための制度やサービス利用に対する理解を深める普及啓発活動や支援の利用に係る体制の充実を図ります。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 権利擁護について、市広報誌や社協だよりなどを通じて、各種制度を理解しましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 権利擁護制度等が必要ではないかと思われる地域住民の情報を関係機関に連絡しましょう。

## 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

### 取り組み内容

＜法人後見事業の活用による生活支援の充実、日常生活自立支援事業の活用による生活支援の充実＞

① 成年後見支援センターみやこの機能充実を図り次の支援を行います。

＜成年後見制度＞

- ・相談から受任までのきめ細やかな支援
- ・運営審査委員会によるチェック機能の充実
- ・法人後見専門員の育成
- ・家庭裁判所その他、関連する支援者との連携強化

＜日常生活自立支援事業＞

- ・日常生活自立支援専門員の育成
- ・支援員の確保及び育成
- ・沖縄県社会福祉協議会及び関係団体との連携強化

## 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課                                      |
|--|--|
| <p>① 成年後見制度利用による支援が必要な市民（障がい者（児）、高齢者等）の利用が促進されるよう、市長の代理申請を含め制度の周知を図ります。</p> <p>② 成年後見制度の充実に向け、法人後見の周知を図るなど、制度の活用を促進します（成年後見制度利用促進基本計画の策定など）。</p> <p>③ 日常生活自立支援事業が必要な市民の利用が進むよう、支援体制の充実を促進します。</p> <p>④ 宮古地域福祉権利擁護センターの充実支援に取り組みます。</p> | <p>高齢者支援課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>福祉政策課</p> |

## (2) 虐待の未然防止への対応

### <取り組みの基本方針>

子育てや介護などにおける虐待やDVなどによる権利侵害は社会問題となっていることから、権利を擁護する相談支援体制や早期発見・早期対応などの、虐待の未然防止に向けた取り組みを推進します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 虐待の未然防止について、理解を深めましょう。
- ② 虐待などの権利を侵害する行為を発見した場合は、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 虐待などの権利を侵害する行為を発見したら、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。
- ② 地域の見守り活動に積極的に参加し、虐待の早期発見や早期対応に協力しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<虐待の未然防止への支援>

- ① 社会福祉協議会の広報誌やホームページなどを活用し、虐待防止に関する啓発を行います。
- ② 地域のネットワークを活用して虐待などが疑われる事例の早期発見に努め、行政担当窓口及び関係機関へ情報提供します。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課            |
|---|----------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① DV や虐待に関する相談窓口の周知に取り組みます。</li><li>② DV や虐待の予防啓発、早期発見、早期対応を図るため、関係機関の連携を強化するとともに、相談対応の充実に努めます。</li></ol> | 福祉部各課<br>健康増進課 |

## 2. 困難を抱えた市民への支援

### (1) 孤立しない、させない環境づくり

#### <取り組みの基本方針>

生活に困窮している世帯や、8050問題、その他複合的な課題を抱えている方は社会的に孤立してしまい、暮らしづらさを抱えているケースも少なくありません。

さまざまな生活課題により孤立し、支援を求めることができない方や、気になる方などについては、課題がより深刻になる前に支援することが重要であることから、地域における見守り活動により早期に発見し、関係機関や行政の各課などが横断的な対応をすることで、地域で安心して暮らし続けていけることにつながるよう、相談支援体制の充実を図り、自立に向けた包括的な支援体制の充実に取り組みます。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 様々な生活課題を抱えている方がいることを理解し、地域で孤立している人がいないか気にかけるようにしましょう。
- ② ひとりで悩まず、地域や行政などに相談するようにしましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 関係機関と連携し、見守り・声かけを行い、気になる方などを把握するようにしましょう。
- ② 発見した場合は、直ちに関係機関へ情報提供をしましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<生活困窮世帯に関する支援の充実>

- ① 小地域ネットワーク活動により、気になる方の把握に努め、自治会や民生委員・児童委員等と連携し、寄り添い型の支援に取り組みます。
- ② 生活困窮者の方などに対し、適切な支援を行います。
- ③ 行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに対応できる新しいサービスの創出に向けた取り組みを検討します。

## 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課   |
|---|-------|
| <p>① 「生活困窮者自立相談支援機関」をはじめ、各種相談機関や窓口の周知を図ります。</p> <p>② コミュニティーソーシャルワーカーと連携し、自立相談体制の充実に努めます。</p> <p>③ 多様な機関と連携し、社会的自立を促す支援施策の充実に努めます。</p> <p>④ 国や沖縄県の「再犯防止推進計画」との整合性を保つとともに、宮古保護区保護司会、更生保護女性会等との連携を図り、罪を犯した人に対する様々な支援を実施します。</p> | 福祉部各課 |



## (2) 子どもの貧困対策

### <取り組みの基本方針>

子どもの貧困とは、衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なりますが、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあることから、本市のすべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望をもって成長していけるよう児童自立支援員を配置し、子どもの貧困に関する現状を把握し、子どもの居場所や各種の適切な支援につなげていきます。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 隣近所の子どもたちを気にかけて、見守りましょう。
- ② ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会などの窓口に相談しましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 地域の子育てや、支援を必要とする子どもを把握し支援しましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<子どもを取り巻く課題に対する取り組み>

- ① 子どもの居場所づくりに取り組む団体や子ども食堂と連携し、フードバンクからの食品支援を行うとともに、支援を必要とする世帯の利用促進を図ります。
- ② 関係機関・団体との連携により適切な支援につなげます。
- ③ 子育て応援事業を通じた地域の見守りや子育て支援事業等の利用へつなぎ、子育て世帯の孤立等を防ぎながら家庭全体を支援します。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課            |
|---|----------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 子どもの貧困などに関する現状を把握し、必要な支援につなげていく児童自立支援員（子供の貧困対策支援員）は配置している2人を維持するとともに、スキルアップを図ります。</li><li>② 子育て世帯の教育・保育に係る経済的な負担の軽減を図るため、地域子ども子育て支援事業の充実に取り組みます。</li><li>③ 地域において、安全で安心できる子どもの居場所を確保できるよう、その設置及び運営の支援を行います。</li></ol> | 福祉部各課<br>学校教育課 |

### (3) 心の健康づくりの推進

#### <取り組みの基本方針>

近年は、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者や、育児や教育、介護等の問題を相談できずに、さまざまな生活課題を抱えている方も少なくありません。そのため、心の健康づくりなどに関する普及啓発や相談機関の周知に努めるとともに、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関や庁内関係課等との横断的な取り組みによる相談・支援体制の充実を図ります。また、身近な地域で、気づき・声掛け、寄り添える人材の確保に取り組みます。

さらに、生きることへの包括的な支援に取り組み、誰もが生きやすい地域づくりを推進します。

#### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

##### 期待する活動

- ① 心の健康づくりの講演会などに参加し、メンタルヘルスなどに関心を持ちましょう。
- ② ゲートキーパー養成講座に参加しましょう。
- ③ ひとりで悩まず、地域や行政、社会福祉協議会の窓口に相談しましょう。

#### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

##### 期待する活動

- ① 講演会やゲートキーパー養成講座などに参加し、地域で悩んでいる方を支援しましょう。

#### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

##### 取り組み内容

<地域で安心して暮らすための支援>

- ① こころの相談に対して、内容に応じた適切なサービスにつなげることで、地域で安心して暮らせるように支援を行います。

#### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容   | 所管課            |
|--|----------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 自殺対策計画を策定し、福祉・保健・教育・労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、全庁的に自殺対策を推進します。</li><li>② 住民等の心の健康づくりに関する理解が深まるよう、市広報誌などを通じた情報発信や各種講演会の開催、相談機関の周知を進めます。</li><li>③ 心の不調を抱える住民の早期発見、早期対応できるよう、地域、コミュニティソーシャルワーカー、精神保健関連機関等との連携を進めます。</li><li>④ ゲートキーパー養成講座を開催し、身近な地域での支え手となる住民を確保していきます。</li></ol> | 福祉部各課<br>健康増進課 |

## (4) 安心して暮らすための支援

### <取り組みの基本方針>

疾病や障がい等によって就労が困難な方や、その他の事情で就職先が見つからない方など、何らかの理由で自立生活の基盤となる住宅の確保が困難な状況にある方について、住み慣れた地域で安心した自立生活を支援していくため、移動に関する支援や年代や状況に応じた就労支援、安心して暮らせる住まいの確保をするための支援を継続的に実施します。

### 【市民一人ひとりに期待すること(自助)】

#### 期待する活動

- ① 就労相談やセミナー等に積極的に参加するようにしましょう。

### 【地域及び関係団体に期待すること(互助)】

#### 期待する活動

- ① 個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。

### 【社会福祉協議会の取り組み(共助)】

#### 取り組み内容

<生活困窮世帯に関する支援の充実>

- ① 自立に向けた資金の貸し付けや相談支援を行います。
- ② ふれあい総合相談センターやフードバンク事業等を通して、関係機関とともに個別の課題解決に向けて取り組みます。

### 【市の取り組み(公助)】

| 取り組み内容  | 所管課   |
|---|-------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 関係機関と連携し就労相談を継続的に実施します。</li><li>② 障害者自立支援協議会の就労部会による継続的な雇用、就労に係わる啓発や就労促進に向けた取り組みを進めます。</li><li>③ 関係機関や不動産事業者等と連携し、「住まいの確保」に向けた取り組みを進めます。</li><li>④ 「高齢者タクシー利用助成事業」に取り組んでいきます。</li></ol> | 福祉部各課 |

## ◆社会福祉協議会における中福祉圏域ごとの重点施策

本計画は、行政の取り組みと行政が示す地域福祉の理念や考え方に合わせて社会福祉協議会が実施する具体的な取り組み（活動）を一体的に整理した計画となっています。

計画に位置付けた施策を総合的に取り組んでいくものでありますが、中福祉圏域ごとの特徴に合わせた取り組みも重要となります。

そこで、活動の中核である社会福祉協議会において中福祉圏域ごとに実施する重点施策は以下の通りです。

### 【平良第一地区】

| 圏域の特徴   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>市街地においては人口が多く、アパート等の集合住宅地も多いため、隣人の把握が難しくネットワークを形成しづらく、そのため地域のニーズを把握することが困難なことも多くありますが、一方、地域活動が熱心な地域もあり見守りネットワークが自然と形成されています。</li><li>市街地から離れるほど高齢者率が高く、交通手段も限られ移動が不便な面がみられます。</li><li>無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>  |
| ●重点施策   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>市街地においては、自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、徐々にネットワークを広げていく取り組みの他、多くの小規模グループと連携しながら、他機関とつながりやすいネットワークづくりを行います。</li><li>福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul> |



## 【平良第二地区】

| 圏域の特徴   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>市街地においては人口が多く、自治会がない地区もあることから地域のニーズ把握が困難な状況があります。自治会活動についても人口が多いことに加え、移住者や期間限定での滞在者等、住民の移動が多く自治会単位での活動が困難との声も聞かれます。</li><li>サロンやいきいき百歳体操等、小規模グループの活動毎に見守りネットワークができています。</li><li>無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>  |
| ●重点施策   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>市街地においては、自治会や民生委員・児童委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、徐々にネットワークを広げていく取り組みの他、多くの小規模グループと連携しながら、他機関とつながりやすいネットワークづくりを行います。</li><li>自治会のない地域については、サロンや通いの場事業等を活用し、小規模グループを中心としたネットワークづくりを進めます。</li><li>福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul> |

## 【城辺地区】

| 圏域の特徴   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>地域ごとの団結・共助の意識は高く、近隣の交流も保たれており、見守り体制は比較的充実していますが、問題が出た際に相談できる機関や窓口等の情報が不足している印象があります。</li><li>少子高齢化による高齢者人口の割合が増えていることに加え、市街地から離れていることから各地域で買い物、病院への移動が困難なケースが多くみられます。<br/>また、無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>   |
| ●重点施策   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、見守り、支えあいのネットワークの構築に向けて取り組みます。</li><li>福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>行政や関係機関と連携し、移動や買い物困難者に対応できる新しいサービスの創出に向けて協議していきます。</li><li>困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul> |

## 【下地・上野地区】

| 圏域の特徴   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・地域内でのつながり意識が強く、朝のあいさつ、夜間パトロール、清掃、祭り、伝統芸能、スポーツ行事等が活発に取り組まれています。</li><li>・自治会役員の高年齢化や自治会長だけで活動している等の現状により小地域ネットワーク協力員会議が開催しがたく、加えて若い世代の自治会活動離れがみられます。</li><li>・ホテルや宿舎の建設が進むなかで新たなコミュニティができており、そういった新興地域との関わりが希薄なため住民のニーズ把握が難しい等、地域の住環境に変化がみられます。</li><li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、車を持たない困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul> |
| ●重点施策   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・環境の変化に合わせた地域住民の見守り活動やネットワーク構築に取り組んでいきます。</li><li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>・自治会サポート事業を通して地域住民の交流を図り、住民同士の交流促進を図ります。</li><li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul>                                 |

## 【伊良部地区】

| 圏域の特徴  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・少子高齢化により高齢化率が高いが、隣近所の交流も保たれており共助意識は高く、老人クラブの活動も活発で、ゲートボールや長寿大学への参加など活動的な高齢者が多くみられます。</li><li>・自治会活動については、地域の伝統行事等が中心に行われている印象があるが、青年会を中心に地域を盛り上げるイベントに取り組むなど郷土への思いは強いと感じます。</li><li>・無料塾、子ども食堂等の民間の支援機関が少ないため、困窮世帯の利用が難しいケースがみられます。</li></ul>   |
| ●重点施策  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会や民生委員と協力しながら地域や住民ニーズの把握に努め、サロンやいきいき百歳体操、老人クラブ等の既存団体等で行われる見守り活動と連携しながら見守りネットワークを広げていきます。</li><li>・福祉情報や地域の相談窓口である「ふれあい総合相談センター」についての周知を図りながら、個々の相談に対応していくための多職種間ネットワーク構築に取り組みます。</li><li>・困窮世帯への支援についてはフードバンクやCSWを通じた支援を行いながら、必要に応じた新たなサービスの創出に向けて、行政をはじめとした関係機関と協議し取り組みます。</li></ul> |



## 第5章 着実な計画の推進のために



# 第5章 着実な計画の推進のために

## 1. 計画の周知・啓発

本計画の内容は、多分野にわたっていることから、社会福祉協議会だけでなく、市民や地域に関わる全ての方、ボランティア、NPO、各種団体等の協働が大切です。

このため、本計画で示した基本理念や考え方については、市広報誌、ホームページ、テレビやラジオ、地域の集まりで市民への周知を図り、地域における主体的な福祉等の地域活動を促進します。また、地域福祉に対する市民の意識の高揚を図ります。

## 2. 計画の評価と進行管理の徹底

本計画を着実に推進していくために、適切な進行管理・評価を行うことが重要となります。

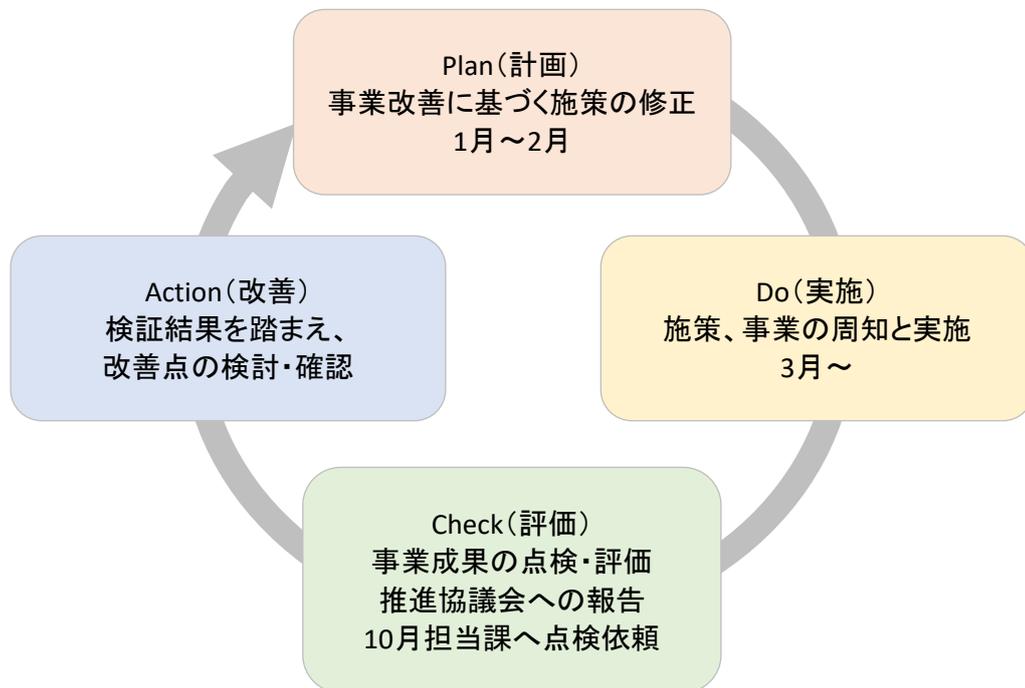
地域福祉計画の所管課である福祉政策課は本計画について、庁内への周知を行うとともに、個別施策に関して、毎年担当課に成果と課題の報告を求め、さらに改善へとつなげられるPDCAサイクルの仕組みを構築し、確実な計画実施に努めます。

そのため、PDCAサイクルを1年程度の期間でサイクルさせ、その結果を蓄積し、次期計画の見直しに活かすものとします。

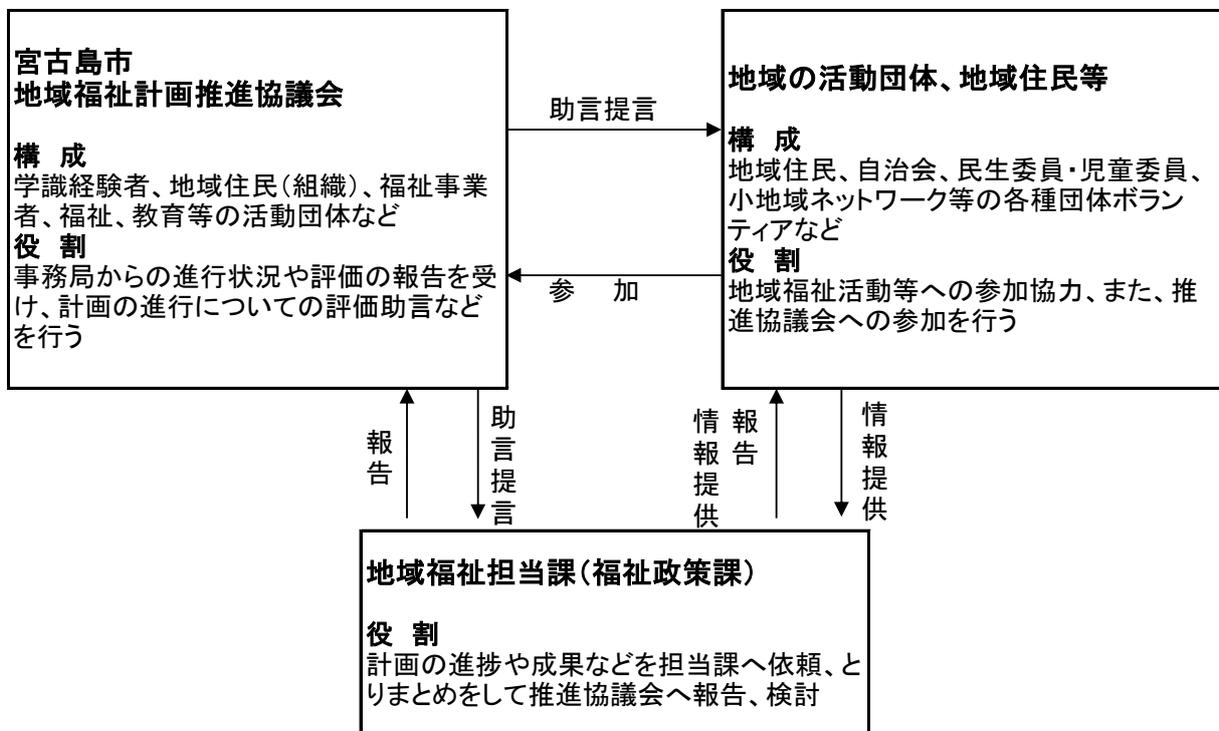
計画最終年度には、目標指標に設定している「成果指標」について、市民意識調査を実施し、達成状況の評価を行います。

さらに、計画の推進・進行管理にあたっては、本計画の推進協議会に引き続き、進捗管理、推進の役割を担っていただくことで担当課からの成果と課題を推進協議会に報告し、施策や事業の改善、見直しを行います。さらにこれらの議論を、各団体の新たな取り組みのヒントとして活かしていただけるよう、伝えていきます。

◆PDCA サイクル



◆計画の推進・進行管理の連携



# 資料編



○宮古島市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成 22 年 8 月 25 日

訓令第 20 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓令第 6 号

令和 2 年 4 月 14 日訓令第 32 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、宮古島市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を総合的に協議し、効果的な運営を図ることを目的に設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮古島市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に関して協議すること。
- (2) 各地区の推進状況の把握及び宮古島市地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (3) 地域福祉の推進のための取組み及び地域福祉計画の見直しを検討すること。

(令 2 訓令 32・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、15 人以内の委員をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関・団体の代表及び構成員
- (3) 教育機関の職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、庁内に部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(令2訓令32・追加)

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉部福祉政策課に置き、庶務及び会議に付議すべき事項の協議に関する事務調整を行うものとする。

(平25訓令6・一部改正、令2訓令32・旧第7条線下・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

(令2訓令32・旧第8条線下)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月14日訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

宮古島市地域福祉計画推進協議会名簿

任期：令和2年10月13日～令和4年10月12日

|    | 氏名     | 所属等                      | 備考            |
|----|--------|--------------------------|---------------|
| 1  | 國仲 清正  | 学識経験者（行政経験者）             | 下記（1）に該当      |
| 2  | 平良 浩章  | 宮古島市身体障害者福祉協会平良支部長       | 下記（2）に該当      |
| 3  | 古波藏 孝子 | 宮古島市社会福祉協議会 CSW          | 下記（2）に該当      |
| 4  | 平良 慶子  | 母子保健推進委員会長               | 下記（2）に該当      |
| 5  | 盛島 香   | 地域包括支援センター長              | 下記（2）に該当      |
| 6  | 慶田 博子  | 宮古病院地域連携室長               | 下記（2）に該当      |
| 7  | 砂川 信雄  | 宮古島市社会福祉協議会 事務局長         | 下記（2）に該当      |
| 8  | 勝連 聖史  | (株)ピザライ 代表               | 下記（2）に該当      |
| 9  | 新城 宗史  | 一般社団法人 沖縄こどもみらい創造支援機構理事長 | 下記（2）に該当      |
| 10 | 花城 愛子  | 宮古島市老人クラブ会長              | 下記（2）に該当      |
| 11 | 下地 節子  | 宮古島市民生委員児童委員協議会長         | 下記（2）に該当      |
| 12 | 上地 昭人  | 教育委員会教育部長                | 下記（3）に該当      |
| 13 | 垣花 和彦  | 生活環境部長                   | 下記（4）に該当      |
| 14 | 下地 律子  | 福祉部長                     | 下記（4）に該当 ※副会長 |
| 15 | 野原 勝   | 宮古福祉事務所長                 | 下記（4）に該当 ※会長  |

\* 宮古島市地域福祉計画推進協議会設置要綱 第3条第2項の適用要件

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係機関・団体の代表及び構成員
- (3) 教育機関の職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者



**■第3次宮古島市地域福祉推進計画**

発行日 令和3年（2021年）3月

発行 宮古島市 福祉部 福祉政策課

沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地

電話：0980-72-3751（代表）





